

官報

號外

大正八年二月二日 日曜日

印刷局

第四十二回 衆議院議事速記録第九號

大正八年二月一日(土曜日)午後一時九分開議

議事日程 第八號 大正八年二月一日

午後一時開議

- 第一 道路法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三 北海道舊土人保護法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第五 開墾助成法案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第七 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第九 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十一 不動産登記法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十三 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十五 北海道鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十七 造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十九 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第二十一 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第二十三 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第二十五 大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第二十七 清津築港ニ關スル建議案(奥田龜造君外三名提出)

○議長(大岡育造君) 報告ガアリマス

〔原田書記官朗讀〕

一 去三十日政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中改正法律案

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

大正五年法律第四號中改正法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

大正七年法律第四號中改正法律案

一 去三十日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 八田 宗吉君

田村順之助君

高岡唯一郎君

渡邊 陳平君

會計士法案

提出者 近藤 達兒君

高木益太郎君

一 昨三十一日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

朝鮮平元鐵道急設ニ關スル建議案

提出者 牧山 耕藏君

江藤 哲藏君

頭本 元貞君

奥田 龜造君

松田 源治君

上埜安太郎君

葉煙草耕作組合ニ交付金下附ニ關スル建議案

提出者 高田 松平君

大津淳一郎君

一 昨三十一日議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問主意書

提出者 横山勝太郎君

勞働政策ニ關スル質問主意書

提出者 小山 松壽君

一 昨三十一日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

大正七年法律第二十四號中改正法律案

輸出羽二重精練業法中改正法律案

一 昨三十一日內閣總理大臣ヨリ去二十五日送付シタル本院ノ決議ニ對シ李玉職長官ヨリ左ノ電報アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大勳位李太王殿下薨去ニ付衆議院ハ深厚ナル弔意ヲ寄セラレタル旨決議御傳達ノ趣拜承直ニ李玉殿下ニ言上シタルニ衆議院ノ好意ニ對シ深ク感謝セララル然ルヘク御挨拶ヲ希フ

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一 去三十日戰時利得稅法中改正法律案委員西英太郎君辭任ニ付其補闕トシテ小林嘉平治君ヲ議長ニ於テ選定セリ

一 昨三十一日食糧政策及小作農保護ニ關スル建議案委員原田十衛君辭任ニ付補闕トシテ原田佐之治君ヲ議長ニ於テ選定セリ

一 昨三十一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

食糧政策及小作農保護ニ關スル建議案委員會

委員長 飯田 精一君 理事 赤間嘉之吉君

濃越鐵道速成ニ關スル建議案委員會

委員長 匠田 銳吉君 理事 松井文太郎君

東方調查局設置ニ關スル建議案委員會

委員長 伊東 知也君 理事 一宮房治郎君

一 昨三十一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第三部

請願委員 日比野 寬君(山田正年君補闕)

第六部

決算委員 內藤 傳祿君(西川太治郎君補闕)

○議長(大岡有造君) 尙ホ報告スベキ事ガアリマス、日程ノ第十三ヨリ第二十五ニ至ル議案ハ、政府ヨリ緊急事件トシテ要求ガアリマシタカラ、定規ノ時間ヲ經マセスケレドモ、先例ニ依テ本日ノ日程ニ組込ミマシタ、此段御報告申シテ置キマス——是ヨリ會議ヲ開キマス、諮問事項ガアリマス、左ノ議員ヨリ請願ノ申出ガアリマス、病氣ニ付本一日ヨリ向フ二週間、生田和平君——許可スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス

○岩崎勳君 議長

○議長(大岡有造君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即此ノ第二號大正七年度歳入歳出總豫算追加案、及第二號臨時軍事費追加案ヲ議題トシ、委員長ノ報告ヲ求め、且ツ之ヲ審議セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 日程變更ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナケレバ日程ハ變更ニ決シマシタ——委員長齋藤君

第二號 大正七年度歳入歳出總豫算追加案

第二號 臨時軍事費豫算追加案

〔拍手起ル〕

○齋藤圭次君 爰ニ第二號大正七年度歳入歳出總豫算追加案及第二號臨時軍事費豫算追加案ノ、經過及結果ヲ報告申上ゲマス、第二號大正七年度ノ總豫算追加案ハ、御承知ノ如ク其金額ハ七千八百餘萬圓デアリマス、併ナガラ其内容ニ豫算ノ不足、或ハ時局ニ順應スル施設ノ爲ニ要スルモノ、或ハ軍事局ノ設置、若クハ軍需工業動員ニ關スル調査ノ費用、又臨時事件ノ豫備費ノ追加、及臨時軍事費ノ追加ノ財源、是等ノモノヲ以テ前記七千八百餘萬圓ノ追加ヲ要求サレテ居リマス、ソレカラ第二ノ臨時軍事費豫算追加ハ、歳入歳出六千五百餘萬圓デアリマス、是ハ即チ臨時軍事費ノ必要上、追加トシテ要求致サレマシタ、右二案ニ對シマシテ豫算委員會ハ、幾多ノ質問モアリ、政府之ニ答フル所アリマシテ、其結果豫算委員會ハ、何レモ必要缺クベカラザルモノト云フ論定デアリマシタ、委員會ハ一人モ反對無ク、全會一致ヲ以テ兩案トモ原案通り決定致シマシタ、右御報告ニ及ビマス〔拍手起ル〕

○若崎勳君 議長

○議長(大岡有造君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 兩案一括シテ、委員長報告ノ通り即時可決アランコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 兩案一括シテ、即時可決ニ異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案トモ可決セラレタルコトヲ宣告致シマス、日程第一、道路法案ノ第一讀會ヲ開キマス

(武藤金吉君「議長是ヨリ分科會ヲ開キマス」ト呼フ)

○議長(大岡有造君) 許可致シマス

(清峯太郎君「是ヨリ分科會ヲ開キマス」ト呼フ)

○議長(大岡有造君) 許可致シマス

(武藤金吉君「豫算第五分科ノ委員諸君ハ委員會ニ御參集ヲ願ヒマス」ト呼フ)

第一 道路法案(政府提出)

第一讀會

道路法案

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條 左ニ掲クルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場

二 道路ニ附屬スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場

四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ

第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ五種トス

一 國道

二 府縣道

三 郡道

四 市道

五 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線

二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線

二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線

三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 府縣内樞要ノ地又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數郡市ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

第十二條 郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡内ノモノニ就キ郡長之ヲ認定ス

一 郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線

二 郡役所所在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線

三 郡役所所在地ヨリ郡内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 郡内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 郡内樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 郡内樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數町村ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲ニ必要ナル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞き路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼スル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲ニ必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲ニ必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋梁又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用カ法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 道路ノ管理ノ爲ニ必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 道路ニ關スル費用及義務

第三十三條 主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼スルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ノ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲ニ必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ノ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲ニ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事

其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼スルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ノ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲ニ必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ノ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲ニ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事

其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼スルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ノ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲ニ必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ノ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第四十三條 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲スモノトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル利益ハ管理、行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

第四十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ニ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

第四十六條 非常災害ノ爲必當アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

第四十七條 前二條ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ立入、使用、使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制

限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條 沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章 監督及罰則

第五十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受ケヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限リ命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條 私人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ一年以下ノ懲役若ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 許可ヲ得シテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタルトキ

二 許可ヲ得シテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ

三 道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ

四 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサルトキ

六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササルトキ

第六章 訴訟及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴訟スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規

定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違
法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政
裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケヘ
キ者補償請求後三月内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル
場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、補
償請求後三月内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ
於テハ其ノ期間經過後六月内ニ通常裁判所ニ出訴
スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願又ハ行政裁判
所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府
縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道廳長官、道
廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ
關スル規定ハ北海道及沖繩縣ニ付テハ區、區長、區
役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海
道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス
第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線
ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十二條、
第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ沖繩縣ニ付
テハ郡道ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定メ爲スコトヲ得
第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ
場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成
シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テ
ハ勅令ヲ以テ特別ノ定メ爲スコトヲ得
前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ
構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル
迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十
六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用
ニ歸セサルモノト看做ス
第六十三條 左ニ掲クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道
路ニ關シ之ヲ適用セス

- 一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等
運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關ス
ル件
- 二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府
縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十
二項
- 三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋
梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件
- 四 陸地測量標條例第二條
- 五 水路測量標條例第二條
- 六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五

七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用ス
ル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第
五條

- 八 河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條
- 九 砂防法第八條及第十六條
- 十 私設鐵道法第四十二條
- 十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私
設鐵道法第四十二條
- 十二 電氣事業法第九條
- 十三 大正三年法律第三十七號

附則

- 第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六十五條 左ニ掲クル法令ハ之ヲ廢止ス
一 明治五年第三百二十五號布告
二 明治六年第四百十六號布告
三 明治六年第四百十三號達
四 明治九年第六十號達
五 明治十八年第一號布達
六 明治二十年勅令第二十八號
- 第六十六條 本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタ
ル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セ
サル限り本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條
件ト看做ス
- 第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受
クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法
ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做
ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下
ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認
ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得
- 第六十八條 本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴訟
又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○議長(大岡育造君) 床次内務大臣

○國務大臣(床次竹二郎君) 諸君、道路ニ關スル法規ノ
制定ハ多年ノ懸案デゴザイマシタガ、是マデ屢、計畫サレ
タニモ拘ラズ、今日マデ未解決ニナリテ居ル次第アリマス、
道路ノ現況並ニ將來ノ必要ニ付テ考慮ヲ致シマスレバ、今
日ハ最早本法制定ヲ要スル時期ト考ヘマスノデアリマス、
道路ニ關シタ法令ハ、今日マデハ明治九年太政官達第六
十一號、外一二ノ單行法令アルノミデゴザイマス、固ヨリ其
規定頗ル不完全ノモノデ、遺憾ノ點少クナイノデアリマス、

(拍手起ル)

然ルニ道路ノ管理、維持、及費用負擔等ニ關スル規定ハ、
判明ヲ缺イデ甚ダ適切ナラザルモノガアルノミナラズ、不備
ナル點ガ多イデアリマス、仍テ此法案ニ於キマシテ、是等
ノ點ヲ明確ニ適切ナラシメ、以テ道路ノ制度ヲ完備シ、鐵
道ノ建設改良ト相俟テ、交通施設ノ整然ヲ期シタイと思
フノデアリマス、何卒御協賛アラント望ミマス

○丸山嵯峨一郎君 議長

○議長(大岡育造君) 質問ハ通告順ガアリマス、大口喜
六君

(大口喜六君登壇)

○大口喜六君 本案ヲ提出セラレマシタニ付キマシテ、此
際本案ノ根本ノ主義ニ付テ政府ニ質問致シタイと思ヒマ
ス、唯今内務大臣ノ御説明ニ依リマシテ、本案ヲ提出サレ
マシタ大體ノ御趣意ハ了解致シマシテ、至極御同感ニ存ズ
ルノデアリマス、併ナガラ本案ヲ一通リ拜見致シマス、此
道路ナルモノハ、五種類ニ分タレテ居リマシテ、其五種類ノ
道路ト云フモノハ、何レモ國家直接ノ營造物ト看做サレテ
居ルヤウデアリマス、國道ハ國家ガ直接ニ之ヲ管理致シマ
ス、市町村道ハ市町村デ之ヲ管理スルト定メテアリマスガ、
此管理者ナルモノハ、自治體ヲ代表シテ居ル所ノ人デハナ
イノデアリマシテ、即チ國家直接ノ事務ヲ扱フ所ノ市町村
デアリマス、國家ノ管掌事務トシテ之ヲ扱フノデアリマ
ス、故ニ假令市町村ガ管理致シテモ、ソレハ國家ノ管理ト
同ジ事務ニ於テ之ヲ管理シテ居ルヤウニ思ヒマス、即チ國
家ガ直接ニ道路ヲ營造物ト致シマシテ、市町村等ニ至ルマ
デモ、國家ガ之ヲ直接ニ管理シテ、而シテ其費用ダケハ何處
カラ出サセルカト云ヘバ、是ハ市町村トモニ郡府縣ト云フヤ
ウナ自治體ニ負擔セシムルコトニナリテ居ルノデアリマス、即
チ此自治體ノ方ノ立場カラ見マス、道路ハ國家ガ自
由ニ之ヲ定メル、又自由ニ之ヲ修繕スル、而シテ費用ダケ
ハ自治體ガ之ヲ負ハナケレバナラス、財務ダケハ國家カラ委
任サレテ、自治體カラ見マス、何等ノ管理ナクシテ獨リ費
用ダケ負擔スル、國家カラ財務ノミヲ委任サレテ、斯ウ云フ
事ニナリテ居ルヤウデアリマス、私共熟考ヘマス、國家ノ
基礎ヲ鞏固ニスル所以ト、一面ニ於テハ選舉權擴張ノ如キ
モ必要デアリマスガ、一面ニハ又自治體ノ發達ト云フ事モ
望マナケレバナラスと思フノデアリマス、然ルニ近來政府ノ
遣方ヲ見マス、次第々々ニ自治體ノ持テ居ル權利ガ縮
小サレテ、中央ニ集メラル、ヤウナ形ガアルヤウニ私共思フ
ノデアリマス、是ハ甚ダ遺憾ナ事デアルト常ニ思フ居リマ
スガ、唯今ノ内務大臣ハ、會テ内務省ニ居ラレマシタ頃カ
ラ、私共ト殆ド同ジ御意見ヲ持テ居ラル、御方ノヤウニ私

共ハ承知致シテ居リマシタ、頗ル是ニハ望ヲ屬シテ居ル次
第アリマスガ、此道路法案ノ上カラ見マス、依然トシテ
自治體ト云フモノ、權限ヲ縮メラレテ、殆ド自治體ハ道路
ニ對シテ何等ノ權限モ持タナイ、唯、財務ノミヲ委任サレ
テ、國家ノ言フガ儘ニ費用ヲ負擔シナレバナラヌト云
フコトニナルハ、蓋シ自治ノ發達ヲ阻害スル所以デハナカ
ラウカト深ク憂フルノデアリマス、併ナガラ是ニハ理由ガア
テ御提出ニナタコト、思ヒマス故ニ、其邊ノ根本ノ思想
ノ在ル所ヲ伺フ置キタイ、斯様ニ信ジマス爲メニ、此點ヲ
質問スルノデアリマス

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答致シマス、大體地方ノ
權限ヲ引上ゲテ、中央ニ成ベク持テ來ヌヤウニト云フ御話
ハ、私モ御同感ニ存ジマス、今度ノ道路法案ニ於テ、道路
ヲ國ノ營造物ト見タト云フ事ニ付テハ、今御話ノ如キ問題
ヲ惹起スダケノ事柄デハナイト思フテ居リマス、唯今デモ御
承知ノ如ク、道路ハソレノ地方公共團體ノ負擔ニナリ
居ルノデアリマシテ、今度ノ法律ニ於テモ、其點ニハ一向變
リハゴザイマセヌ、唯、道路其物ハ國ノ營造物デアルト云フ
コトヲ決メタダケノ事デアリマス、丁度學校等ガ國ノ營造
物デアッテ、而シテ地方公共團體ガ之ヲ經營スルト同ジ事
デアリマス

○議長(大岡育造君) 小山松壽君

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君 唯今内務大臣ノ御答辯ニ依リマシテ、本
案提出ノ大體ノ趣旨ヲ了解シマシタガ、尙ホ本案ニ付テ
三四質シテ見タイト思ヒマス、道路ノ種類ヲ定メマシテ之
ヲ明ニ整理統一シテ、現行ノ法規ノ缺陷ヲ補フ其目的ヲ
遂行スルト云フ事ニ於キマシテハ、産業上カラ考ヘマシテモ、
又軍事上カラ考ヘマシテモ、此法規ノ制定ヲ見ントスルコ
トニ於テ、其必要ナル點ニ於テハ同感デアリマス、唯、第一
ニ質シテ見タイト思ヒマスハ、道路ノ等級ハ種類記載ノ
順序ニ依リマシテ、國道ヲ最トスル、而シテ國道ノ路線ハ、
第十條ノ規定ニ依リマシテ、即チ「一東京ヨリ神宮ニ至リ
云々」ソレカラ「一ハ」主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線「斯
様ニ示シテアリマシテ、主務大臣ノ認可ヲ規定シテアリマ
ス、此點ニ於テ更ニ第二ノ質問ニ移ルノデアリマスガ、道路
ニ關スル費用及ビ義務ノ負擔ニ於キマシテ、之ヲ明ニシテ
置クノ必要アリト認ムルノデアリマス、即チ第三十三條「主
務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國
庫ノ負擔トス」トアリマス、其指定ハ第一問ニ於テ致シマシ
タル、第十條ノ路線ノ範圍内ニ在ルモノト認メラレルノデア
リマス、果シテ然リト致シマスレバ、其指定ノ範圍及ビ方針

ハ、如何ナル御考ヲ有セラル、モノデアリマセウカ、唯今内
務大臣ノ御答辯中ニモアリマシタ通り、本案ハ開ク所ニ依
リマスレバ、内務省ニ於テモ數年來ノ懸案ニ係リ、頗ル慎
重ニ研究調査ヲ重ナラレタト云フコトデアリマス、既ニ道路
法規ニ對スル缺陷ヲ補ヒマス爲メニ、特ニ本案ノ如キ、進
歩的ノ法規ノ制定ヲ必要トシタノデアリマシタト云フコトデ
アリマスガ、唯、茲ニ至大ノ關係ヲ有シマスルハ、其範圍
及ビ程度ト云フコトノ問題ニ關シマシテ、事ガ大藏省ノ所
管ト至大ノ交渉關係ヲ有スルコトデアッタト云フコトデ本案
ガ今日マデ遷延シ來タノデアルト聞イテ居リマス、故ニ此
點ニ對シテハ、明瞭ニ御答ヲ得テ置キタイト思ヒマス、而シ
テ既ニ御提出ニナリマシタ以上ハ、必ズ此十數年來懸案ニ
ナリテ居リマシタル所ノ研究ノ結果ハ、御解決ニナリテ居ルコ
ト、思フノデアリマス、故ニ此御方針ト範圍ト其程度ト云
フコトハ、帝國財政ノ上ニ至大ノ關係ヲ有スル事デアリマス
カラ、重ネテ此事ヲ申上ゲテ置キマス、ソレカラ第三十九條
ノ負擔ニ關スル事デアリマスルガ、是ハ第三十九條
「道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ
ハ管理ニ關スル者ヲシテ利益ヲ受クル者アルトキ
關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得」トアリマ
ス、其次ノ第四十條「特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘ
キ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理ニ關スル者ハ爲メニ要スル
道路ノ維持又ハ修繕ヲ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシ
ムルコトヲ得」トアリマス、此點ハ第一ノ場合ニ於キマシ
テ、即チ三十九條、此場合ニ於テハ其道路ノ新設若クハ改
築ニ當リマシテ、其市町村若クハ公共團體ガ之ニ依ッテ直
接ノ利益ヲ受クル場合ヲ想像シ、若クハ其道路ノ新設若ク
ハ改修ニ依リマシテ、其道路ニ沿フ所ノ直接ノ利益ヲ受ク
ル者ノ場合ヲ想像シタモノト思ヒマス、若シサウデアッテ致
シマシタナラバ、此三十九條ニ依リマシテ、其負擔ヲセシム
ルコトヲ定メラレタルモノデアリマスルガ、之ニ對シテハ如何
ナル方法ニ依ッテ、其負擔ヲセシメラレルノデアルカ、固ヨリ
「セシムルコトヲ得」トアリマスルカラ、サセル場合モアリ、サセ
ヌ場合モアルト解釋スルモノデアラウト思ヒマスルガ、主トシ
テ此負擔ヲセシムルコトノ御方針デアルト云フコトハ疑ナ
イト思ヒマス、是ハ如何ニシテ負擔ヲセシメラレルノデアリマセ
ウカ、而シテ次ノ第四十條、此場合ニ直接ノ例ヲ舉ゲテ御
質問ヲ致ス方ガ明瞭デアラウト思ヒマス、例ヘバ電鐵ヲ敷
設シ、若クハ自動車ノ運轉ヲ許可致シマシタ等ノ場合ニ於
テ、著シク其道路ノ損傷ヲ爲スモノデアリマスガ、之ニ對ス
ル其負擔費用ヲ負擔セシムル御方針デアラウト思ヒマス、
是ハ如何ナル方法ニ依リ、其費用ノ負擔ヲ要求セラレル事
デアラウト、其御方針ヲ承デ置キタイト思ヒマス、ソレカラ

第四道路ノ等級順序ニ依リマシテ定メラレタル所ノ第三
郡道、此郡道ノ新設若クハ改築ニ依リマスル所ノ支辨ノ方
法ニ屬シマスルコトデアリマスルガ、從來縣費支辨ヲ以テ致
シテ居リマスル地方ガ多クアラウト思ヒマス、若シ本案制定
ニ依リマシテ、此路線ニ依ル所ノ順序ニ依リマシテ、其管理
者ニ於テ其支辨ヲ爲スト云フコトノ方針ニナリマスレバ、從
來縣費ノ支辨ニ依ッテ爲シテ居リマシタル所ノ郡道ノ新設
若クハ改修ト云フコトニ於キマシテ、其郡ノ負擔上到底堪
ヘ得ラザル場合ガ多クアラウト思ヒマス、此場合ニ於テ、
結局其郡道ノ新設若クハ改修ハ、不可能ニ終リハシマイカ
トノ虞ヲ有スルノデアリマスルガ、此點ニ對シテハ、如何ナル
御方針ヲ御執リニナルノデアリマセウカ、此事ヲ明瞭ニ致シ
テ置キタイト思ヒマス、是ハ今後實際ニ此法律ヲ施行スル
場合ニ起ル所ノ問題デアラウカト考ヘルノデアリマス、以上
四點ニ付キマシテ明瞭ニ御答ヲ請ヒマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 床次内務大臣

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 小山君ノ御質問、第一ハ
國道——國道——一寸失禮デスガ國道ノ何デアリマスガ、
第一ハ……

○小山松壽君 第一ニ國道ノ種類ヲ定メラレテ、而シテ
其路線ニ付テ主務大臣之ヲ認定スト十條ニアルノデアリマ
ス、此認定サレタル云フコトガ、總テ第二問ニ移リマス所ノ
認定ト、其範圍程度ニ關係ヲ有スルモノデアリマスカラ、先
ヅ其認定スルト云フ其一二ニ掲ゲラレタル所ノ事ハ、總テ
國庫ノ支辨ニ依ルト云フコトノ御方針ノ範圍内ニ在ルモノ
デアラカドウカ、ソレカラ第二問ニ移リマス、御分リニナリマ
シタカ

○國務大臣(床次竹二郎君) 國道ハ主務大臣ガ認定致
シマスルハ、即チ第十條ノ一項二項トニ掲ゲテアルノデア
リマシテ、尤モ全ク新ニ造ル譯デアリマセヌ、今日既ニ國道
ト名稱サレテ居ルモノガアリマス、先ヅ大體ハソレガ認定サ
レル譯ト御考下サッテ宜シウゴザイマス、而シテ費用ノ負擔
ハ、國道ニナレバ直チニ國庫ノ負擔デアラルコト云フ御疑問デ
アリマスガ、ソレハ左様デアリマセヌ、第三十三條「國道ノ
新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」——主務
大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫
ノ負擔トス」特ニ内務大臣ニ於テ指定致シマスレバ、其道
路ノ新設改築ハ國庫ノ負擔トスル積リデアリマス、併ナガラ
然ラザルモノハ總テ府縣ヲ管轄行政廳トシテ、即チ其府縣
ノ負擔ニ歸スル積リデアリマス、是ハ今日ト致テ異ラヌノデ
アリマス、ソレカラ郡道ノ御話デシタナ——サウデシタラウ、ソ
レカラ先ヘ御答シマセウ

○小山松壽君 御答辯中デアリマスガ、郡道ハ第三問デアリマス、唯今ノ御答辯ダト、極メテ重要ナ事ガ抜ケテ居リマス

○國務大臣(床次竹二郎君) 何デアリマシタカ

○小山松壽君 第一問ノ國道ノ路線ノ等ハ分リマシタ、第二問ニ於キマシテ、道路ニ關スル費用並ニ義務ノ負擔、其事ニ付テ重大ナ事デアリマスカ、明瞭ニ申上ゲマス、主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ、國庫ノ負擔トスルコトハ、唯今御答辯ノ通りデアリマス、其御指定ニナルト云フ其範圍、及方針ハドウ云フ御考デアルカ言換ヒマスレバ第十條ニ掲ゲタル所ノ路線ノ範圍ノ事ハ分リマシタ、而シテ其中ニ於キマシテ、主務大臣ガ指定スルト云フコトノ御答辯ハ了解シマシタ、但シ其範圍内ノ御指定爲サル所ノ程度ハ、ドレダケニマデ御指定ニナルト云フ御考デアルカ、其御方針ヲ承リマスルコトハ、聽テ此國庫ノ支辨ニ要シマスル所ノ、財政ノ狀態ニ關係ヲ惹起スノデアリマス、其點ヲ御尋シタノデアリマス

○國務大臣(床次竹二郎君) 分リマシタ、御答致シマス、極ク大體ヲ申上ゲマスルガ、凡ソ斯ノ如キモノデアル國道ニシテ國ヨリ見レバ極メテ必要ナモノデアルガ、併シ地方のカラシレバ格別必要ガ無い、サウ云フヤウナモノハ、國ノ費用ニスル外アルマイカト思フノデス、ソレカラ例ヘバ軍事上ノ目的カラ必要ナル道路デモ、地方カラ見レバ餘リ利害ノ關係ハ無いガ、國カラ見レバ極メテ大事デアルト云フヤウナ類ハ、自然此三十三條ニ依ラナケレバナルマイト思ヒマス、大略其様ナ事デ、尙ホ精シキ事ハ委員會デ御話致シマセウ、ソレカラ郡道デシタナ

○小山松壽君 三十九條

○國務大臣(床次竹二郎君) 是モ委員會デ御答シテ宜カラウト思ヒマスケレドモ、併シ一寸申上ゲテ置キマスガ、例ヲ舉レバ例ヘバ道路ガ改築セラレタルガ爲メニ、鑛山業者ガ其製品搬出ニ著シク利益ヲ受ケルガ如キ場合ハ、本條ヲ適用スル、又新ニ道路ヲ築造セル爲メニ、之ニ併行スル堤防ノ改築ヲ要セザルニ至レガ如キ場合、サウ云フ類ガアリマス、委シクハ委員會ノ方ガ宜カラウト思ヒマス、大體右様ナ事デアリマス、ソレカラ郡道ノ指定ヲ致スニ付キマシテハ、御心配ノ如キ事ハ、極メテ深キ注意ヲ致シテ指定シナケレバナルマイト思ヒマス、併シ今日ニ於テモ郡自ラ道路工事ヲヤシテ居ル所モアリマス、甚シク御心配ニナルヤウナコトハアルマイト考ヘマス

○議長(大岡育造君) 丸山嵯峨一郎君

○丸山嵯峨一郎君 簡單デスカラ、是カラ質問ヲ致シマス

○議長(大岡育造君) 登壇ヲ願ヒマセウ

〔丸山嵯峨一郎君登壇〕
〔拍手起ル〕

○丸山嵯峨一郎君 從來ハ此國縣道ノ事ニ付キマシテハ、舊イ規程ヲ適用セラレテ、ソレガ爲ニ隨分不都合ナ事ガ多イノデアラノデ、幸ニ今回此道路法ガ提出サレテノデアリマスルガ、私ハ唯、僅カナ點ニ付テ質問ヲ致シテ置キマスルノハ、此道路法中ノ道ノ種類ヲ五種ニ別テ居テ、其列記シテアル所ヲ見マスル所ガ、マダ甚ダ遺憾ナ點ガアルノデアリマス、ソレハ御承知ノ通り、國道及府縣道、國道ノ方ハ明白ニ性質ガ分テ居リマス、府縣道及郡道ト云フモノニナリマスルト、ドウモ内容ガ錯雜シテ、例ヘバ府縣廳所在地カラシテ、府縣内ノ樞要ノ地ト斯ウアリマスルケレドモ、郡モ亦府縣内デアリマスカラ、郡内樞要ノ地カラシテ、郡役所所在地ヨリ郡内樞要ノ地ト云フヤウナ場合ハ、甚ダ其資格ヲ區別スルニハ困難デアラウト思フノデアリマス、唯、或ハ其道路ノ道幅トカ、或ハ工事ノ程度デ制限ヲ立ルカハ知ラヌケレドモ、是デハ必要ナ程度ニ應ジテ道路ヲ定ムル、之ガ標準ニハナラヌト思フノデアリマス、寧ロ私ノ考デアハ、モウ少シ郡道ト云フ方ヲ明カナ標準ヲ立テ、府縣道ノ方ヲ廣クシテ置イタ方ガ宜シイデハナイカト云フ私ハ考ヲ持テ居ルノデアリマス、其點ニ付テ一應質問致シマス、モウ一ツハ此限ラレタル道路ノ外ニ、地方ニ依テハ、生産上必要ナル道路ガ多アルノデアリマス、今日府縣會ナドニ於テ、隨分騒ガシキ議論ガ起ルガ、多クハ此府縣廳所在地ヨリ樞要ノ地ト云フヤウナコトニ當テラヌ處デ、地方ノ生産ニ向テ、必要ナ道路ガ澤山アルノデアリマス、此大體ヲ見マスルト云フト、全ク生産上ノ關係ヲ除却シテシマツテ、唯、道路ノ種類ヲ限テアルヤウニ思ハレマスルノデ、甚ダ此點ハ遺憾デアリマスルガ、是カラ先キノ道路ト云フモノハ、今日マデハ此大體ノ道路ガ出來テ居リマスカラ、此上ハ先ヅ主ニ此生産上ノ爲メニ必要ナル道路ヲ開鑿スルノガ、最モ注意スベキ事デアラウト思フノデ、モウ一ツハ停車場ニ達スル線路ガ大分澤山アリマスケレドモ、鐵道ノ敷設シテナイ場合ニハ、殆ド府縣郡道ヲ造ル處ガ無いノデアリマス、是等ノ點ヲ補フニハ、如何ナル方法ヲ以テスルノデアルカ、一應御説明ヲ願ヒ置キタイノデアリマス

○議長(大岡育造君) 床次内務大臣

○國務大臣(床次竹二郎君) 丸山君ノ御尋ハ、主トシテ路線ノ選定方ニ關シテ御説デアリマスガ、是ハ自然逐條審議ノトキニ能ク承リマシテ、漏レタ所ガアルナラバ、追加致スモ宜シウゴザイマスガ、併シ唯今御話ノ如キ事ハ、唯今ノ簡條デ十分出來ル積リデアリマス

○議長(大岡育造君) 質問ノ通告ハ是デ終リマシタ、日程第二ニ移リマス、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 委員ノ數ハ特ニ二十七名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、議案ヲ付託スベキ委員ヲ二十七名トシ、議長指名ニ決シマス、日程第三、北海道舊土人保護法中改正法律案、第一讀會ヲ議題ト致シマス

第三 北海道舊土人保護法中改正法律案(政府提出)

北海道舊土人保護法中改正法律案 第一讀會

第五條 北海道舊土人ニシテ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條中「疾病」ヲ「傷病、疾病」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(大岡育造君) 床次内務大臣

○國務大臣(床次竹二郎君) 北海道舊土人ノ爲メニハ、特ニ保護法ガ制定セラレテ、種々保護ノ途ガ加ヘラレテ居ルノデゴザイマスルガ、何分衛生ノ思想ニ乏シイ、生計ノ程度モ低ク、又醫療機關モ十分デナイ爲メデアリマセウ、全國ニ比較シテ見マスルト、舊土人ニ於テハ死亡率ガ高イノデアリマス、殊ニ肺結核患者ガ多イノデアリマス、之ヲ今日ノ儘ニ放任シ置ク譯ニ參ラヌト考ヘマスルノデ、又其儘ニ致シテ置キマスルト、其病毒ガ一般ニ傳播スル虞モアリマスノデ、此度此改正ヲ致シマシテ、舊土人ノ爲メニ、簡易ノ病院ヲ造テ救療ノ途ヲ開キ、又傷病ヲ受ケタ者デアッテ、自費ノ治療ノ出來ナイ者ガアレバ、救療或ハ救助ノ途ヲ開イテ、保護ヲ全クシタイト思フノデアリマス、ドウゾ御協賛ヲ望ミマス

○伊東知也君 議長

○議長(大岡育造君) 通告ガアルヤウデス、小西君

○小西和君 簡單デスカラ此席ヨリ...

○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 十分聲ハ徹スルト思ヒマス

○小西和君 此北海道舊土人保護法中改正法律案ハ、現行ノ法律ニ一歩ヲ進メルモノデゴザイマスカラ、其趣意ニ於テハ誠ニ結構ノ事柄ト思ヒマス、併ナガラ單ニ一歩ヲ進メルニ過ギナイデアリマシテ、私ノ見ル所ヲ以テ致シマスレバ、土人ノ保護ハモウ少シ徹底シ、根本的ニアリタイト思フノデアリマス、御承知ノ如ク北海道ノ舊土人ハ、有ユル方面カラ壓迫ヲ被テ居リマシテ、極メテ悲惨ノ状態ニ陥テ居ルノデアリマス、所ガ此舊土人ハ、我國歴史ノ上ヨリ見マシテ極メテ大切ノ種族デアリマス、又人類學考古學ノ上カラ見マシテモ、拾テ置キ難キ種族デアリマス、此理由ニ於テ、土人ヲ徹底的ニ保護シ、永久ニ彼等ヲ保存スルノ途ヲ立テ、置ク必要ガアルト思ヒマス、殊ニ人道ノ上ヨリ見マシテ、彼等ヲシテ今日ノヤウナ状態ニ置クト云フコトハ、最モ日本ノ國民トシテ、甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、政府ハ根本的ニ彼等階級ノ、安全ニ倫快ニ生存シ得ルガケノ保護法ヲ講ズル御考ガアルヤ否ヤ、此點ヲ伺ヒタイ、又此機會ニ於テ今一ツ伺テ置キタイ事ハ、北海道ノ舊土人ト殆ド同ジ關係同ジ状態ニ在ル所ノ樺太ノ舊土人ハ、如何ニ爲サル御積リデアリマス、樺太ノ舊土人、ソレハ「アイヌ」其他「ギリヤーク」、「ワリヤーク」、此三種族ガアリマス、此種族ガ我國ノ領土ニ復歸致シマシテ以來、業ニ既ニ餘程生活上ノ慰安ヲ奪ハレ、危惧ノ念ニ陥テ居ルヤウニ見ユルデアリマス、之ニ對シテモ又適當ノ方法ヲ採ル必要ガアラウト考ヘマスガ、政府ノ此邊ニ付テノ御考ハ如何デアラウカ、承リタイト思ヒマス

○議長(大岡育造君) 床次内務大臣

〔内務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今小西君カラ、徹底的ノ保護法ヲ立テラドウカト云フ御尋デアリマシタガ、其御答ヲスル前ニ、唯今ヤテ居ル事ヲ、此處デ御承知ノコト、思ヒマス、クレドモ申上ゲ置キマス、土地ノ無償下附、農業ニ役事スル者、又ハ從事セントスル者ニ對シ、一戸ニ付一万五千坪以內ヲ無償下附スルコト、ソレカラ農具種子ノ給與ヲ致シテ居リマス、ソレカラ今日マデモ農具種子ノ給與ヲ致シテ居リマス(ソナナコトハ存ジテ居ル)ト呼フ者アリ、御存ジナラバ申サスデモ宜シイガ、序デスカラ申スト、救助米、埋葬料ノ給與、授業料ノ給與、小學校維持及建設ト云フヤウナモノ、彼様ナモノデ保護ヲ加ヘテ居ル次第デアリマスガ、是デハマダ足ラヌト思フノデ、今度ノ改正ヲ出シタ次第デアリマス、ソレ以外ニ今當局者ハ考フ持テ居リマセヌガ、此外

ニ徹底的ノ案ガゴザイマスナラバ、委員會ニ於テ篤ト拜聴シタウゴザイマス、樺太ノ方ハ本案ニ關係ガゴザイマセヌカラ、何レ主務大臣カラ更ニ御答致シマス

○伊東知也君 議長

○議長(大岡育造君) 伊東知也君

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○伊東知也君 簡單デゴザイマスカラ...

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 許可致シマシタ

○伊東知也君 聲ハ徹底シマス、傷病者又疾病ト云フ事ガアル、是ハ矢張地方長官ガ、何カ検査官デモ置イテ調べタ上ニ、御許ニナル御方針デゴザイマセウカ、如何ナモノデゴザイマセウカ、又小西君ノ御質問中ニ、私ハ甚ダ解シ難イ事ガアリマスカラ、一應小西君ニ御聴シタイト思フ、初メハ人類學上ノ參考品トシテ、保護シナケレバナラヌト云フ文句ガアルカト思フト、今度ハ人道ノ上ノ問題デアラカ助ケナケレバナラヌト云フ、ドモ帝國ノ臣民ハ、縱シヤ「アイヌ」デアデモ、人類學上ノ參考品トシテ保護スルナド、言ハレルノハ、甚ダ奇怪ニ思フノデアリマス、此點ハ小西君ハ聊カ御反省ニナタラ如何カト思ヒマス、ソナナ事ハ更メテ答辯ニハ及ビマセヌガ、御互ニ注意スルコトデゴザイマス、政府ハ疾病傷病ノ診査其他ノ方法ニ付テノ、御成案ハ無イデアリマス、簡單デゴザイマスカラ、其席カラ御答ヲ願ヒマス

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答致シマス、北海道廳ニ於テ專ラ世話ヲ致シマスガ、實際ニ於テハ町村役場デソレニ當テ居リマス、ソレナラバ間違ナイ積リデアリマス

○伊東知也君 細則ハアリマセヌカ

○國務大臣(床次竹二郎君) 別段細則ハ要シマセヌ

○議長(大岡育造君) 日程第四、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案ハ委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名、九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス——日程第五、開墾助成法案ノ第一讀會ヲ開キマス

第五 開墾助成法案(政府提出) 第一讀會

開墾助成法案

第一條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ左ニ掲クル事業ヲ行フ者ニ對シ主務大臣ハ豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得

一 開墾、湖海ノ埋立若ハ干拓又ハ開田

二 前號ニ掲クル事業ニ伴フ灌溉排水ニ關スル施設又ハ道路堤壩ノ新設若ハ變更

第二條 助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間內ニ於テ之ヲ交付ス

前項助成金ノ年額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ爲其ノ交付ノ日迄ニ支出シタル總金額ノ百分ノ六以內トス

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ最後ノ交付ノ年ノ翌年ヨリ起算シ二十年內ニ於テ其ノ受ケタル助成金ヲ返還スヘシ

第四條 助成金返還ノ義務アル者助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ讓渡セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケシ但シ國ニ讓渡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ノ移轉アリタルトキハ移轉前ニ交付アリタル助成金ノ返還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ承繼人前者ト連帶シテ其ノ返還ノ義務ヲ負フ但シ國力承繼人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ニ關シ報告ヲ命シ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ即時返還ヲ命スルコトヲ得

一 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 助成金交付ノ土地又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ農業上ニ利用セサルニ至リタルトキ

四 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五 詐欺ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第八條 私人ノ助成金返還ニ付テハ國稅滯納處分ノ

例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位

ハ國稅ニ次クモノトス

第九條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル

職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ北海道ニ之ヲ施行セス

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

〔拍手起ル〕

○國務大臣山本達雄君 唯今議題トナリマシタ開墾

助成法案ニ付テ、提出ノ理由ヲ大體申述ベマス、國民食

料品ノ需要ニ對シマシテハ、將來安全ナル供給ノ方法ヲ立

テマスルコトハ、國民ノ生計、國家ノ存立上缺クベカラザル

事項デアリマシテ、是ガ供給ノ根本ハ、生産ノ増加ニ在ル

コトハ申スマデモアリマセスガ、就中耕地ノ擴張ヲ爲シ、地

盤ノ面積ヲ擴張スルコトガ、最も重要ナル關係ヲ有スルコ

ト、存ジマス、政府ハ既ニ大正七年度ヨリ土地利用ノ調

査計畫ニ著手致シマシテ、開墾ノ見込ノ地ニハ、是マデ技

術者ヲ派遣シテ、開發ノ方法等ニ付テ十分ノ調査ヲシツ、

アルノデゴザイマス、併シ是等ノ調査ヲ利用シテ、開墾ノ事

業ヲ確實ニ現實ニセントスルニハ、開墾當初收益未ダ十分

ナラザル相當年限間、投入資本ニ對シマシテ、不足補給ノ

趣旨ヲ以テ、相當助成金ヲ交付スルコトヲ云フコトハ、最も有

效ニシテ適切ナル獎勵方法ト認メル次第デゴザイマス、是ニ

依リマシテ速ニ相當ノ新耕地ヲ開墾シテ、他ノ施設ト相

待テ、國民食糧ノ供給ヲ潤澤ナラシメ、併セテ農村ノ振

興ニ資セントスル次第デゴザイマス、之ガ提出ノ大體ノ理

由デアリマスル故ニ、願クハ慎重審議ノ上御協賛アラント

〔拍手起ル〕

○議長(大岡育造君) 田中萬逸君

〔田中萬逸君登壇〕

○田中萬逸君 現今問題トナッテ居リマス此食糧ノ潤澤、

言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、産米ノ増加ヲ圖ルベキ此開墾

助成法案ヲ提出ニナリマシテ、其提出ノ理由ノ大體ハ、唯

今拜聴致シマシタ、頗ル有效ニシテ適切ナル施設デアルトハ

存ジマスガ、擬仔細ニ此法案ヲ一覽シテ見マスルト、甚ダ

不徹底、又甚ダ姑息デアルト云フ感ジテ致スデアリマス、

其最モ私ノ遺憾ニ存ジマス點ハ、此助成金ノ交付ニ就テ、

百分ノ六以內ニ限ラレタコトデアリマス、此百分ノ六ハ一

町歩ニ致シマシテ僅カ九圓ノ助成金ニシカナラナイ、而モ

之ガ五十町以上ノ土地ニ限ラレテ居ル、此御方針ハ甚ダ

私等ハ了解ニ苦シムデアリマス、今日日本ノ農業ヲ見マス

ルノニ、小農殊ニ此自作農ノ獎勵ヲ圖ラレルト云フコトハ、

最も的確ニ産米ノ多量ヲ期セラル、最良ノ方法デアル

ト私ハ確信シテ居リマス、然ルニ僅ニ一町歩ニ對シテ九圓

ノ助成金ヲ與ヘテ、五十町歩以上ヲ開墾スルニ非ズンバ此

本案ノ恩典ニ浴スルコトガ出來ナイ限ラレテ居ルハ、如

何デアラウカト思フデアリマス、私カラ見マスレバ、百分ノ

十、百分ノ十五、是位デモ尙ホ少ナシト思フデアリマス、

此點ニ付テ明瞭ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレト從來

斯ル法案ニ類似ノモノハ、地方費ヨリ保護サレルコトニナ

テ居リマスガ、此案ハ地方費ヨリ更ニ保護サレルコトニ爲サ

ルデアリマスガ、如何デアリマス、此點ニ付テ御答ヲ願

ヒタイデアリマス、ソレカラモウツハ此努力ノ關係デアリ

マス、今日工業ガ非常ニ發達致シマシテ、國家ノ爲メニ誠

ニ喜ブベキ現象デアリマスルケレドモ、農村ニ居住シテ居リマ

スル者ヨリ見タナラバ、此工業ノ振興ノ爲メニ、農村ニ於テ

努力ニ非常ニ拂底ヲ致シテ居リマス、自作農デアルトカ、小

作農トカ云フモノハ、滔々トシテ此工業方面ニ走テ、農村

ニ於キマシテハ、努力ガ非常ニ拂底ヲ致シテ居ル、ソレガ爲

メニ從來一段歩ヨリ一石若クハ二石位ノ收穫ノアツタ所

ハ三割四割ノ減少ヲ見ルト云フヤウナコトデ、産米ノ高

カ、是等ノ關係ヨリ非常ニ減ジテ居リマスノミナラズ、或地

方ニ於キマシテハ、小作農者ノ如キハ、一日二圓ノ勞銀ヲ

工業ニ依テ得ラレレケレドモ、農作ヲ致シタナラバ、僅カ四

五十錢ニシカナラナイ、ソレガ故ニ相率ヒテ工業方面ニ走

テ、耕耘種播ノ事ハ開却シテ居ル、サウシテ收穫米ノ少ナ

カタタ曉ニハ、地主ニ迫ッテ力ヲ以テ地主ニ迫ッテ之ヲ免

除シ、若クハ輕減サセバ宜シイト云フヤウナ惡傾向ガアリ

マシテ、ソレガ爲メニ延テ産米ガ非常ニ減少ヲ致シテ居ル

本員ハ見テ居ルデアリマス、強チ耕地ノ増加ヲセラレルト

云フコトガ、今日ノ狀態ヨリ見テ、産米ヲ増加スルト云フ

適切ナ方法デアルトハ存ジ得ラレナイデアリマス、此耕

地ノ増加ト共ニ努力ヲ按排シテ、而シテ小作農ト地主ノ

間ノ圓滑ヲ圖ルトカ、自作農ノ獎勵ヲスルト云フコトニ付

キマシテモ、何カノ考慮ヲセラレテ宜カラウト存ズルデアリ

マスガ、此點ニ付キマシテ明瞭ニ御答ヲ願フデアリマス

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 此案ノ中ニ六朱ノ補助ヲス

ルト云フコトニ付キマシテ餘リ補助ガ少クッデ之ヲ一割若

クハ一割五分ト云フ如キモノニ、何故シナイカト云フコトデ

アリマス、先ツ開墾ニ付キマシテ常ニ苦シミマスルコトハ、御

承知ノ如ク開墾ナルモノハ、直チニ收益ガ收ラヌデアリマ

ス、之ニ就テ自ラ開墾ヲ致シマスレバ、或年限ノ間ハ資本ヲ

下シテ、而シテソレニ付テハ利子ガ生ジナイト云フコトガ生

レルノデゴザイマス、故ニ此開墾ハ非常ナル苦痛ヲ感ズル

デゴザイマス、併シ此法ニ依リマスルト、先ツ開墾ヲシテ後

四箇年ノ間ハ、六朱ノ補助ヲ與ヘルト云フコトニナッテ居リ

マス、故ニ其開墾ノ間——四年五年ト云フ開墾ノ間、其上

ニ尙ホ四箇年ノ間六朱ノ補助ヲスルト云ヘバ、丁度七八年

ノ間ハ何等ノ利子ヲ入レズ、無利子ノ資本ヲ以テ開墾ス

ルコトニ相成リマス、故ニ此位ノモノナラバ適當デアラウト

云フコトデ、六朱トシタノデゴザイマス、此六朱ナルモノハ、

御承知ノ通りニ、普通ノ公債ガ五朱デゴザイマス、又ハ確

實ナル債券ノ如キモノモ、六朱前後ノモノガ多イデアリマ

マス、故ニ先ツ此所等アツリガ適當デアラウカト云フ考フ、ソ

レカラ小農ニ行カズシテ、先ツ五十町歩ノ如キモノヲヤルト

云フ考デアリマスルコトハ、小サナ開墾デアリマスルト、小農ガ

自然ニヤルノデゴザイマスルガ、ドウモ大開墾ニナリマスルト、

免角資本ガ餘計要リマシテ、是マデ未開墾ノアル場所ハ、多

ク坪數ノ多イ所ガアリマス、故ニドウカサウ云フ所ノ官有

地、或ハ公有地ナドニ付テ、約十五箇年ノ間ニ二十五万

町歩ヲ當テニシマシテ、ヤリタイト云フ考デアリマスル、故

ニ斯ク決メタ次第デゴザイマス、ソレカラ此補助ナルモノハ

地方費デヤルカ或ハ中央費カト云フ御質問デアリマスガ、

是ハ地方費ニハ依ラズシテ、中央政府ヨリ補助ヲ爲スト云

フ考デアリマス、第三ニハ免角地方ニハ勞力缺乏デアッデ、

甚ダ産米ノ如キ物ガ少クナル傾ガアルト云フ御質問デアッデ、

イマスガ、成程地方ニ於テ、勞力ガ次第ニ減少ノ傾ヲ持ッ

ト云フコトハ、是ハ工業製造ノ如キ、或ハ鑛山ノ如キ自然

ニ進歩發達ヲ來スト云フ上ニ付テハ、已ムヲ得ナイ傾向デ

アルノデゴザイマス、已ムヲ得ナイ傾向デアリマスガ斯ノ如キ

事ハ防ギ得ルナラバ、成タケ防ギタイト云フ考ヲ持タナケレ

バナリマセス、乃チ此開墾助成法ノ如キモノヲシテ、サウシテ

開墾ヲ政府ヨリ獎勵スルト云フコトハ、地方ニ於テ成タケ

此農民ガ都會ニ出、色々變化スルヤウナルコトヲ成タケ防

イデ、サウシテ御質問ノ産米ヲ成タケ餘計ニシ、サウシテ勞

働者ガ地方デスノ如キ開墾ヲシテ、成タケ地方ニ足ガ留マ

ルヤウニト云フ方ノ途ヲ執ル次第デゴザイマス、而シテ此勞

力ニ付テ之ヲ地方ニ留メルト云フ方ニ付テハ、外ニ何カ考

モ無イカト云フ事デゴザイマスガ、此所ニ於キマシテハ、此開

墾助成法ダケノ如キ説明ヲ申上ゲテ置キマス

○高田松平君 議長

○議長(大岡育造君) 順序ガアリマス——藤井善助君

○藤井善助君 簡單デアリマスカラ此處デ……

○議長(大岡育造君) 許可致シマス

○藤井善助君 唯今政府ノ御説明ニ依リマシテ、目下ノ急務タル食糧問題ヲ解決スベキ恆久ノ施設トシテハ、本案ノ如キモノハ頗ル必要ヲ認メルノデアリマス、斯ノ如キ必要ナル目的ヲ遂行スル上ニ於キマシテハ、其方法ノ設定ニ付テ、萬遺憾ナキ考慮ヲ拂ハナケレバナラヌト思フノデアリマスガ、今此法案ヲ一讀致シマスルト、第一條ノ目的、即チ開墾湖海ノ埋立、若クハ干拓又ハ開田、是等ノ事業ヲ爲ス者ニ對シテ補助金ヲ與ヘル——助成金ヲ交付スル、是ガ本案ノ趣意ニナッテ居ルノデアリマスガ、過去及現在ノ是等事業ノ狀況ノ上カラ見マスルト、開墾事業ニ付テハ、此事業ヲ施行シマスル鄰接地主ノ同意、又ハ湖海ノ埋立、若クハ干拓事業ノ如キハ、或ハ治水ノ關係、若クハ水産業者ノ現在得テ居ル利益ヲ喪失スル報償、或ハ漁業權者ノ殊ニ定置漁業ナドヲヤル所ノ定置漁業權者ナドハ、是等ニ對スル支障ノ案件等ガ、自然ニ斯ノ如キ事業遂行ノ上ニ付キマシテハ、故障トナッテ、是等ノ事業ノ目的ガ達セラレヌ事實ガ、往々ニシテ過去及現在ニ於テアルノデアリマス、本案ニ於テハ、唯、僅カノ助成金ヲ交付スルト云フコトニ依ッテ、開墾ヲ助成シヤウト云フコトニ、本案ノ趣意ガナッテ居ルノデアリマスガ、唯今申述ベルガ如ク、水産業者ノ故障ヲ排除スル、若クハ鄰接地主ノ同意ヲ要スルガ如キ、或ハ土地收用令ニ準據シタルモノヲ適用スルガ如キ、若クハ水産業業者ノ如キ者ニ對スル報償金ヲ、政府ハ是等ノ事業施行者等ノ間ニ介在シテ報償金ヲ査定スルガ如キ、斯様ナ事業施行ノ上ニ對スル支障ヲ排除スルト云フ點ニハ、政府ハ考慮ヲ拂ハナカッタノデアリマセウカ、此點ニ對シテ御答ヲ——序ナガラモウツ、此、又ハ開田ノ開田ト云フ文字ガアリマスガ、耕地整理ナドノ過去ノ事業ノ上ニ於テ、見馴レヌ開墾レヌ文字デアリマスガ、此開田ノ意味ヲ伺ヒタイ

○國務大臣(山本達雄君) 唯今ノ第一ノ御質問ハ御尤デアリマシテ、政府ニ於キマシテモ、此邊ノ妨ニナルコトハ、是マデ屢、ソレニ關係シマシテ、ドウカシタイト云フコトデゴザイマス、此度耕地整理ノ法律ノ改正案ヲ出シマスガ、此耕地整理ノ改正案ニ付キマシテハ、其事ハ總テ取除ケル意味ヲ以テ改正案ヲ出スコトニナッテ居リマス、ソレデ御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ第二ノ開田、是ハ畑ヲ水田ニ直スト云フ意味デアリマス

○議長(大岡育造君) 秋田寅之介君

〔秋田寅之介君登壇〕

〔拍手スル者アリ〕

○高田耘平君 議長

○議長(大岡育造君) 唯今秋田君ニ發言ヲ許シテアリマス

○秋田寅之介君 唯今議題トナッテ居リマス議案ハ、國民必需ノ食糧問題デアリマシテ、至極同感スル次第デアリマス、之ニ付キマシテ、少シ政府ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマス、免ニ角労働者ノ都市集中ハ、人口ノ増加ニ付テ、家屋ノ増設ト相反シテ、年々田畑ノ減ズルコトハ、全國ヲ通ジテ僅少デナイト思フデ居ルノデアリマス、然ルニ政府ノ發表ノ米產額豫想表ハ、毎年五千四百五十萬石内外アル、固ヨリ農業ノ研究改良等ニ依ッテ、多少ノ增收等ハアルトシテモ、一面ニハ農作捨テ、工商ニ走り、今や山間僻地マデモ、將ニ急、荒レントスル折柄デアリマス、尙ホ此際ニ當ッテ、政府ハ矢張同様ノ結果ノ報告ヲシテアルヤウデスガ、政府ハ田畑ノ漸減ノ事實ヲ調査セラレテ居ルカ、ドウデアアルカト云フコトヲ第一ニ聽キタイ、若シ調査シテアルナラバ、全國ニ亙ッテ年々此減損シツ、アル段別、及其程度ハナド、位ニナッテ居ルカ、各府縣ニ亙ッテ明細ナルモノガアリマスレバ、之ヲ承リタイノデアリマス、萬一此調査ガ無イトスレバ、抑、政府ハ如何ナル根據ニ依ッテ、幾許ノ段別ニ依ッテ此豫想表ヲ作り得ラレルノデアアルカ、又田畑ノ減損ハ無イトスレバ、固ヨリ豫想ノ事召ニナッテ居ルノデアアルカ、此點ヲ伺ヒマス、固ヨリ豫想ノ事デアリマスカラ、正額ハ期シ難イト致シマシテモ、田畑ノ年々減損シツ、アル事實ガ明カナル以上ハ、實際ノ段別減損ヲ調査セズシテ、單ニ產額ノ豐作トカ、或ハ平年作トカ、又ハ何割減ト稱シテモ、實際收穫ノ豫定ハ、之ヲ作り得ザルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、恐ラク政府ハ慎重ニ御調査ノ上デアアルト云フコトハ、本員ハ信ジテ疑ハヌノデアリマスガ、萬一周到ナル調査ガ無クシテ、單ニ收穫ノ豫想ヲ以テ食糧問題ノ計畫ヲ立テラレト云フコトナラバ、之ニ依ッテ生ズル國民ノ食糧問題ハ、大ナル艱難ヲ來タスモノデハナイカト思フノデアリマス、第二ハ開墾ノ助成金デアリマスガ、曩ニ田中君モ述ベラレマシタガ、百分ノ六ト云フコトデアリマスルガ是ハ無イヨリハ無論優ッテ居ルト云フコトハ論ヲ俟タヌ話デアリマシテ、又實ニ好案デモアリマス、併ナガラ此僅少ナ額ノ助成案ガ、果シテ效果ガアルデアリマセウカ、否ナ本員ハ頗ル此ノ效果ノ有ルカ無イカト云フコトヲ疑フノデアリマス、更ニ食糧問題ハ今日社會問題中、最も大ナルモノナルコトハ申スマデモナイ事デアリマスルガ、自給自足ノ必要ハ、世界ノ大戰ニ依ッテ、苦キ經驗ヲ得テ居ル一大事例デアリマス然ルニ我國ノ現狀ヲ顧ミマスルニ、人口ハ愈々増加シ、此唯一ノ供給者タル田畑ハ、各種ノ工業及鑛山業等ノ發達ニ伴ッテ、是等ニ要スル工場敷地及家屋ノ増設等ニテ、年々減少スルト云フコトハ、何人モ認ムル所デアアルト考ヘテ居

ル、殊ニ米產地ヲ以テ任ズル、又多大ノ產出地タル九州及中國ニ於テ減損ヲ見ルコトガ甚シイノデアリマス、又小作農業者ハ、次第ニ農作捨テ、工商ニ走ッテ居ルノデス、此時此儘放任スルヤウナコトガアツタナラバ、我國モ亦英國ト同ジク、食糧ニ於テ著シキ苦痛ヲ感ズルニ至リハシナイカト思フノデアリマス、又一旦有事ハ際ニハ、由々シキ不幸ノ一大事ヲ生ズルコトデハナイカト憂慮スル者デアリマス、否現在ニ於テ、鄰國支那ハ防穀令ヲ布イテ居ルノデアリマス、況ヤ戰時ニ於テ如何ナル事ヲ致スカ、又政府當局ハ蘭貢、西貢等ノ輸入モ御計畫ハ固ヨリアルデアリマセウガ、平時ニ於テスラ、支那政府ハ防穀令ヲ布イテ居ルノデアリマス、況ヤ西貢、蘭貢等ニ於テ、此戰時ニ於テ如何ナル事ヲ爲スカ、又平時ニ於テモ防穀令ヲ出サナイト云フコトハ、測リ知ルヘカラザルモノデアアル、ソレデ私ハ農業モ工業ニ劣ラヌ、拮抗セントスルコトヲ企テルト云フコトハ、爲政者ノ最も肝要ナル事デアッテ、農業ガ動モスレバ工業ニ壓迫サレツ、アルトキニ、政府ガ本案ヲ提出サレルト云フコトハ、洵ニ機宜ニ適シタルモノト本員ハ同感ニ禁ヘヌノデアリマス、ト同時ニ自給自足ノ一端トシテハ、荒蕪地ヲ開キ、湖海ノ埋立、竝ニ干潟地等ヲ埋立テ、進ンデハ山間僻地ニ至ルマデ汎ク開墾ヲ爲スハ目下ノ急務デ、是ガ獎勵ハ、一日モ忽ニスベカラザルモノデアアルト深ク信ジテ居ルノデアアル、然ルニ商工ノ盛ニシテ農業ノ不利ナル今日、本案ノ如キ僅々百分ノ六位ノ助成ヲ以テ、而モ其助成タルヤ、一例ヲ舉グレバ彼ノ航海補助ノ如ク、其他ノ補助金ノ如ク、政府ガタマ之ヲ與フルモノデナク、單ニ二十箇年間貸付ヲシテヤルト云フ事デアアル、而シテ其貸付金ハ、早晚返還セネバナラヌ、斯ル助成法ニ依ッテ、果シテ政府ハ此目的ヲ達シ得ルト云フ御考ニナッテ居ルカ、此點ニ付テ聽キタイノデアリマス、政府ノ精神ノ在ル所ハ最も歡迎スル者デアアルガ、唯、其實現ノ方法ニ於テ本員ハ疑フ者デアリマス、仍テ政府ハ今日社會重大問題ヲ決スルニ當ッテ將來ヲ慮リ、此際一大英斷ヲ以テ、唯今提案サレテ居ルヨリ以上ノ補助金ヲヤル、其上ニ助成ヲ爲シテ、目的ヲ貫徹セシムルト云フ御考カ無イカト云フコトヲ承リタイ、而シテ此助成法ノ理由書ニハ北海道ニ施行セストアリマスガ、固ヨリ北海道ニ施行セズトアリマスカラ、朝鮮臺灣ニハ、當然此令ハ施行セザルモノト考ヘテ居リマスガ、是ハ左様心得テ間違ガアリマセウカ、又同様ノ必要ガアルト政府ハ御考ニナッテ居ルカドウカ、ソレカラは一寸之ニ關聯スル事デアリマスガ、農相ニ聽クノハナデスガ、此開墾ヤルト云フコトニ付キマシテ、資金ノ固定スルト云フコトハ、是亦何人モ承知シテ居ル所デアリマスガ、是等ハ特殊銀行即チ農工銀行トカ、勸業銀行等ガ相當ノ便

宜ヲ與ヘルコトデナレバ、連モ民間ニ於テ、嚮ニ農相カラ御答ニナリマシタ御話中ニ、十五箇年ニ二十五万町歩ヲ開拓スルコト云フ仰セニナリヤウニ承リマシタガ、是ハ私ガ聽誤テ居ル點ガアルヤモ知レヌガ、斯ル大町歩ノモノヲ作リマスノ、連モ個人ノ手デ容易ニ是等ガ行ハレルト云フコトハ、政府ニ於テハ御考ガアリマスカ知レヌセヌガ、吾ニ考ヘル所デハ、是亦甚ダ疑フ所デアリマス、ソレデ是等ニ付テハ、政府ハ其特殊銀行ニ向テ、相當ノ便宜ヲ與ヘルヤウニ、御命令デモ爲サル御考ガアルカト云フコトヲ承リタリマデアリマス、ソレカラ次ニ此段別ガ此法案ニハ書イテアリマセヌガ、段別ノ大小ヲ問ハズ助成ニナルト云フ御考デアリカ、併セテ承リタイノデアリマス

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 御答致シマスガ、第一ノ近年此工業製造力盛ニナリマスニ付キマシテハ、免角都會ニ勞力ノ集中ガアツテ、隨ヒマシテ地方ノ是マデノ田地ガ段々減ズルト云フヤウナル傾ガアルガ、調査シテ居ルカト云フコトデアリマスガ、丁度政府ニ於キマシテハ、大正五年ニ於テ一通リ調査ヲ致シマシタ、其當時ニ於キマシテ、大正五年ニ於テ約七千町歩程減ズルコトニナリ居ル、併シ又其減ズルト同時ニ、一方デハ開墾ガ殖エツ、アリマス、故ニ此減ズルモノト殖エルモノトヲ差引キマシテ、約三万町歩餘ハ、矢張開墾ガ殖エテ行クト云フコトニナリ居ルノデゴザイマス、先ツ差引キマシレバ、約三萬町歩ノ差アラウト云フコトデアリマシテ、尤モ是ハ大正五年ニ於テ調ベマシタノデゴザイマシテ、其後年々増加セラレテ居ルト云フコトニ相成テ居リマス、ソレカラ開墾ニ付テ六分ト云フコトニ付テハ、甚ダ薄イモノデアアル、故ニ此外ニ補助ヲ與フルコトハドウカト云フ御質問デゴザイマスガ、此補助ヲ與ヘテ如何ニスルカト云フ事ハ、實ハ案ガ出テ居リマスガ、他ニ考ヘル事モアツテ今丁度調査中デゴザイマスガ、之ニ付テハ唯、開墾ノ助成法ニ於テ、六朱ヲ與ヘルト云フコトニナリ居リマス、ソレニ付キマシテ、銀行ナドニ付テ融通ヲ命ズル如キ事ハアルカドウカト云フコトデアリマスガ、是ハ政府ヨリ別ニ之ニ貸セト命ズル譯ニ參リマセヌガ、併シ開墾スル地方トシテハ、既ニ六朱ハ得ラレルト云フ見込ガ付キマス、故ニ銀行ニ於テ本金ヲ貸セバ、假令其田地ガ、又耕地ガ耕サレナクテモ、是ハ六朱ハ拂ヒ得ルト云フ見込ガ付キマス、故ニ銀行ニ於テモ此開墾業者ニ融通スルト云フコトハ、餘程便利ニシテ、サウシテ安心シテ、斯ル途ヲ以テソレヲ起ルコトデアラウト思ヒマス、又政府ニ於テハ、出來得ルダケ其方ノ途ヲ以テ勸ムル精神デアリマス、ソレカラ段別ノ事デアリマスガ、是ハ先刻御質問デ、約五十町歩位ノ所ヲ先ツ程度トシテヤタナラバ

宜カラウト考ヘテ居リマス、其他御質問ガ一寸記憶シマセヌガ(秋田寅之介君、臺灣、朝鮮ト……ト呼フ)此方ハ矢張御承知ノ通りニ、北海道ノ方ニ於テハ、十七年計畫開墾ノ方ガ出來テ居リマス故ニ施行致シマセヌガ、矢張臺灣朝鮮ニ於キマシテハ、是ハ施行スル考ガアリマセヌノデシテ、本土ニ於テヤリタイト云フ考デス

○秋田寅之介君 今一ツ農相ニ伺ヒマスガ、唯今御話中ニ、大正五年度ノ調ベニ依テ、減損シタモノト開墾シタモノトノ差引ガ、三万町歩増加シテ居ルト仰セニナリヤウニ聽イテ居リマスガ、サウデアリマスカ

○國務大臣(山本達雄君) サウデアリマス
○秋田寅之介君 サウスレバ私ハ茲ニ質問ガ一ツゴザイマス、十五年間ニ二十五万町歩御指ニナリテ百分ノ六出サレ、今大正五年年度ニ於ケル三万町歩ト申シマス、僅カノ間ニ三万町歩増加シテ居ルト云フコトデアリマスカラ、十五箇年スレバ、四十五万町歩ノモノガ殖エルト云フ意味ニ考ヘマスガ、左スレバ此助成法案ナルモノハ、先ツ前ニ申シマシタ如ク、無イニ優ル、無イヨリハ無論宜シイノデアリマスカ、此三万町歩ト云フモノハ、三千町歩ノ御間違デアアリマセヌカ、又一箇年間ニ増加シテ居ルノデスカ、ソレヲ聽キタイ

○國務大臣(山本達雄君) 一寸大正五年ニ於テ調ベマシタル所デハ、減ズル段別ガ七千町歩、サウシテソレヲ差引イテ約五万町歩位ハ殖エルト云フコトデアリマシタ、三万町歩デスカ、ソコデ今……

○秋田寅之介君 一箇年デアリマスカ

○國務大臣(山本達雄君) 今御質問ノ二十五万町歩ト云フモノハ、其殖エルト云フ三万町歩ガ此中ニ入リテ居ルノデナイノデ、ソレハ是マデノ自然ニ委シテ置イテ、今申ス如キ結果ヲ生ジテ居ルノデゴザイマス、尙ホ其上ニ之ニ依テ進メタイト云フ考デヤデ居ルノデスカ(委員會)ト呼フ者アリ)而シテ如何ニモ小サイヤウデアリマスガ、是ハ十五箇年ニナリマスト云フコト、政府ノ補助トシテ出シマス金ニ於テ、丁度補給致シマスル其金ノ高ガ四千五百万圓ニナル(秋田寅之介君(分リマシタ)ト呼フ)初メハ洵ニ小サイヤウニ思ヒマスガ、段々大キナツテ行キマスカラシテ、是ガ若シ實行サレマシタナラバ、相當ナル效果ヲ得ルコト、信ジテ居リマス

○小林源藏君 是ヨリ分科會ヲ開キタウゴザイマスカラ、御許シヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 許シマス

○高田松平君 議長

○議長(大岡育造君) 高田松平君

○高田松平君 自席デ申シタウゴザイマス
○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○高田松平君 私モ唯今ノ開墾助成法ニ付テ一寸質問致シタイ、此問題ハ我帝國ノ耕地段別五百九十五万町歩ニ對スル約二十分ノ一、即チ二十五万町歩ヲ開墾スルト云フ案デゴザイマス、容易ニ私ガ此判斷ニ苦シムノデゴザイマス、私ハ、今日コソハ米價ガ非常ニ暴騰シテ居リマシテ、需要者ガ困ル場合デアリマシタレドモ、今日マデノ我國ノ米穀ノ高下ノ沿革ヨリ申シマシテ、近キ將來ニマデノ大正三四年ノ如キ非常ナ事件ガ、米穀下落ノ結果ノ到來スベキ時機ガアルニ非ザルヤト懸念スル者デゴザイマス、而シテ何人モ亦絶對ニ近キ將來ニ於テ、米穀ノ値段ガ必ズ下落スルト云フコトガ無イト保證スル者ハ無カラウト思ヒマス、サウ致シマスレバ、全國現在ノ耕地段別ノ二十分ノ一ノ開墾地ヲ、政府ノ力ヲ以テ獎勵スルト云フコトハ、既成ノ田畑ヲ耕シテ居ル所ノ農民ニ取テハ、中々容易ナラザル大問題デアルト私ハ信ズルノデゴザイマス、私ハ此問題ニ付キマシテ、唯今申上デマシタ通りノ所謂憂慮シテ居リマスカラ、伺フノデゴザイマスカレドモ、若シ大正三四年ノ如ク、非常ニ米穀ノ値段ガ下落致シマシテ、一般農民ガ困憊ノ狀況ニ立至リマシタナラバ、農民側カラ此開墾助成法ハ、單ニ五十町歩以上ニ限ル大農ヲ保護スルモノデアラ、是以下ノ段別一段歩、二段歩、三段歩ト云フ小段別ヲ開墾スル者ニ向テハ、何等保護獎勵ノ途ガ無イ所ノ、所謂大農ヲ保護獎勵スル所ノ案デゴザイマス、サウスレバドウ云フ結果ニナルカ、若シ大正三四年ノ如キ米穀ノ値段ガ非常ニ下落シタ場合ニ於テ、農民ト致シマシテ、而シテ既成ノ田畑ヲ持テ居ル農民ト致シマシテ、政府ガ本年度ヨリ八箇年間ニ三百三十万圓モ金ヲ出シテ、二十五万町歩ノ開墾ヲシテハ、米穀ノ値段ガ其爲メニ一層ノ下落ヲ來シテ、吾ニガ米穀ノ下落ニ依テ困憊スルノハ、政府ガ此助成法案ニ依テ、大農ヲ保護シタル結果デアルト云フコトニ立至ルモノデアアル、是ハ必ズ近キ將來ニ於テ、現出スベキモノト私ハ信ジマス(御心配ニ及ハヌ年々人間ガ殖エル)ト呼フ者アリ)私ハ斯様ナ憂慮ヲ持テ居ル者デゴザイマス、若シ斯ル場合ガ出來マシタ時ニ於テハ、政府ハ如何ナル考ヲ以テ此問題ヲ處スル積リデゴザイマスガ、米價ハ何程下落シテモ、農民ハ何程困憊シテモ、尙ホ此助成法ノ如キモノヲ以テ、五十町歩以上ノ開墾ヲ爲シ得ル、大地主ヲ保護スル意思ヲ繼續スル見込デアラウト居ヒマス、尙ホ御分リナリマセヌケレバ、何度デモ御尋シマス、(委員會デヤレ)ト呼フ者アリ)

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 一寸御質問ノ要領ヲ承知シマセナシテ、大正四年ノ如ク米價十二圓三圓ト云フ如ク米價下落スルト云フト農家ハ甚ダ困ル、故ニ今日斯ノ如キ開墾ノ事業ヲ爲シテ、サウシテ米ノ餘計出來ルヤウナコトハ農家ニ付テ苦痛デアル、故ニ宜シクナイデナイカト云フ御質問デゴザイマス

○高田松平君 少シ違ヒマス、サウ云フ意味デアリマセヌ

○國務大臣(山本達雄君) ドウ云フ意味デス

○高田松平君 斯ウ云フ意味デス、若シ大正三四年ノ如ク米價ガ非常ニ下落シタ場合ニ於キマシテ、今後農民側カラ云ヘバ、殊ニ此開墾助成法ノ力ニ依ラズシテ、既成ノ田畑ヲ持テ居ル農民カラ云ヘバ、開墾助成法ガアツテ、二十町歩以上ノ耕地ガ殖エタ爲メ、尙ホ一層米穀ノ値段ガ低下シキシタト云フ考ヲ農民ガ持ツ、サウ云フ場合ハ釜シバ、成程今日コソ、米價暴騰ノ爲メ非常ニ世間ガ合シナイガ、米價下落ノ爲メニ尙ホ一層ノ問題ヲ來シテ、此助成法等ヲ成立スルコトノ出來ナイ場合ニ立至リハシナイカ(此時私語スル者アリ)

○議長(大岡有造君) 靜肅ニ……

○高田松平君 若シ斯ウ云フ場合ニハ政府ハ如何ニスルカ、斯ウ云フノデス

○國務大臣(山本達雄君) 今日ハ成程——大正四年ノ時ハ甚ダ米價安ナリマシテ、大隈内閣ニ於テ態々米ノ價ヲ高クスル爲メニ、買入レルト云フ心配ヲシタコトガアリマシタガ、是ハ實ニ稀有ノ事デアリマシテ、年々ノ統計ヲ見マシタ所ガ、常ニ外國ヨリ米ヲ輸入スルト云フコトガ多イノデゴザイマス、平均シテ見マスト云フト、食料品ガ免角不足スルト云フ傾向ヲ持テ居ルノデゴザイマシテ、此儘ニ拾置キマスレバ、益々食糧ノ減少ヲ見ルト云フ虞ガアリマス、故ニ將來ノ事ヲ考ヘレバ、何トカ開墾事業ヲ獎勵シテ、而シテ食糧ノ不足無キコトニシタイト云フ精神デ出シタノデゴザイマス、其故ニ此開墾ノ爲メニ米價多クシテ、遂ニ米價安イ爲メニ農家ガ困ルト云フヤウナ事ガ起リマシタナラバ、其時ニ於テ又應急ノ手段ヲ講ジナレバナリマセヌガ、併シ食料品ガ安ナルト云フヤウナル事ガ起リマシタナラバ、幸ニ此開墾事業ノ目的ヲ達シタモノトシテ、洵ニ私ハ幸ニ存ジマスル(拍手起ル)

〔岩崎勳君〕議事進行ニ關スル動議ガアリマス(ト呼フ)

○議長(大岡有造君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 政府提案ハ議事規則ノ明示スル通り、委員會ニ付セラレ、モノデアリマス、其故ニ是レ以上ノ質疑ハ委員會ニ譲リマシテ、之ヲ以テ本會ノ質問ハ終結シタイト云

フ動議ヲ提出致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 尙ホ一名アリマスケレドモ、岩崎君ノ動議ヲ先決スルノ順序デアリマス、岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナレバ此程度ヲ以テ本會ノ質問ヲ終リマシテ、委員會ニ付スルコトニ致シマス、日程第六、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ニ致シマス

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 議長

○議長(大岡有造君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 委員ノ數ハ特ニ二十七名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡有造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナレバ委員ノ數ハ二十七名トシ、議長指名ニ依テ決シマス——御異議ナレバ右ノ如ク決定致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 日程第七、第九、及第十一ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナレバ一括議題ト致シマス——鈴木政府委員

第七 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出)

裁判所ノ設立ニ關スル法律案 第一讀會

埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ越ヶ谷區裁判所ト稱ス

千葉縣印旛郡佐倉町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐倉區裁判所ト稱ス

千葉縣長生郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮本郷區裁判所ト稱ス

茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ龍ヶ崎區裁判所ト稱ス

栃木縣足利郡足利町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ足利區裁判所ト稱ス

群馬縣吾妻郡中之條町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ中之條區裁判所ト稱ス

靜岡縣富士郡傳法村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉原區裁判所ト稱ス

山梨縣南巨摩郡鰺澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ鰺澤區裁判所ト稱ス

新潟縣西頸城郡糸魚川町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ糸魚川區裁判所ト稱ス

大阪府泉南郡岸和田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岸和田區裁判所ト稱ス

兵庫縣永上郡柏原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏原區裁判所ト稱ス

奈良縣北葛城郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ葛城區裁判所ト稱ス

滋賀縣甲賀郡水口町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水口區裁判所ト稱ス

愛知縣中島郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮區裁判所ト稱ス

愛知縣知多郡半田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ半田區裁判所ト稱ス

愛知縣南設樂郡新城町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新城區裁判所ト稱ス

三重縣飯南郡松阪町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松阪區裁判所ト稱ス

岐阜縣上郡八幡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡區裁判所ト稱ス

福井縣南條郡武生町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生區裁判所ト稱ス

富山縣東礪波郡出町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ出町區裁判所ト稱ス

廣島縣賀茂郡竹原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ竹原區裁判所ト稱ス

廣島縣比婆郡庄原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ庄原區裁判所ト稱ス

山口縣厚狹郡船木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ船木區裁判所ト稱ス

愛媛縣西宇和郡八幡濱町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡濱區裁判所ト稱ス

佐賀縣西松浦郡大坪村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊萬里區裁判所ト稱ス

福岡縣朝倉郡甘木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ甘木區裁判所ト稱ス

福岡縣浮羽郡吉井町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉井區裁判所ト稱ス

熊本縣宇土郡三角町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ三角區裁判所ト稱ス

鹿兒島縣始良郡加治木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ加治木區裁判所ト稱ス

北海道空知郡岩見澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岩見澤區裁判所ト稱ス

北海道上川郡名寄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ名寄區裁判所ト稱ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

浦和

埼玉縣ノ内	北足立郡ノ内	浦和町	蕨町	川口町	鳩ヶ谷町
鴻巣町	大宮町	上尾町	桶川町	大和町	
六辻村	土合村	美谷木村	笹目村		
戸田村	芝村	青木村	横曾根村		
南平柳村	神根村	野田村	尾間木村		
谷田村	三室村	片柳村	木崎村		
大久保村	馬宮村	植水村	三橋村		
大砂土村	宮原村	日進村	指扇村		
平方村	大谷村	大石村	上平村		
小室村	小針村	加納村	川田谷村		
石月村	馬塞村	中丸村	常光村		
田間宮村	箕田村	小谷村	吹上村		
七里村	膝折村	片山村	内間木村		
新倉村	白子村				
入間郡ノ内	南畑村	宗岡村	水谷村		
鶴瀬村					
三芳村					
北埼玉郡ノ内	騎西町	志多見村	鴻巣村		
加須町	三田ヶ谷村	高柳村	大越村		
原道村	種足村	元和村	村君村		
田ヶ谷村	東村	不動岡村	利島村		
水深村	三俣村	川邊村	樋道川村		
大桑村	豊野村	笠原村			
南埼玉郡ノ内	久喜町	綾瀬村	須賀村		
菰蒲町	平野村	大山村	江面村		
篠津村	小林村	栢間村	清久村		
三箇村	鷺宮村				
太田村					
北葛飾郡ノ内	杉戸町	栗橋町	静村		
幸手町	櫻田村	行幸村	上高野村		
豐田村	櫻現堂川	吉田村	八代村		
高野村					
田宮村	櫻井村	豐岡村			
埼玉縣ノ内	南埼玉郡ノ内	越ヶ谷町	岩槻町	粕壁町	大澤町
湖止村	八幡村	入條村	川柳村		
大相模村	蒲生村	出羽村	増林村		

越ヶ谷

越ヶ谷	新方村	櫻井村	大袋村	萩島村
	新和村	和土村	柏崎村	川通村
	武里村	豐春村	内牧村	慈恩寺村
	墨濱村	河合村	百間村	日勝村
	北足立郡、内			
	草加町	新郷村	谷塚村	新田村
	安行村	戸塚村	大門村	春岡村
	北葛飾郡、内			
	吉川町	幸松村	豐野村	堤郷村
	松伏領村	旭村	三輪野江村	彦成村
	早稻田村	戸ヶ崎村	八木郷村	寶珠花村
	富多村	南郷非村	川邊村	金杉村

同表中川越區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

川
越

増玉縣ノ内	入間郡ノ内	川越町	所澤町	豐岡町	入間川町
		坂戸町	越生町	飯能町	芳野村
		古谷村	南古谷村	仙波村	高障村
		福岡村	大井村	柳瀬村	松井村
		富岡村	小手指村	三ヶ島村	宮寺村
		元狹山村	金子村	東金子村	藤澤村
		入間村	堀兼村	福原村	奥富村
		日東村	大塚村	田面澤村	山田村
		三芳野村	勝呂村	入西村	大家村
		川角村	毛呂村	山根村	梅園村
		山口村	吾妻村	名細村	鶴ヶ島村
		高萩村	高麗川村	高麗村	東吾野村
		霞ヶ関村	粕原村	水富村	元加治村
		加治村	精明村	植木村	原市場村
		南高麗村			
		比企郡ノ内			
		今宿村	小見野村	中山村	八ッ保村
		伊草村	三保谷村	出丸村	
		秩父郡ノ内			
		名栗村	吾野村		

同表中熊谷區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊谷

熊谷

中條村	岩瀬村	荒木村	星河村	太井村	廣田村	忍町	北埼玉郡ノ内	大里郡	埼玉縣ノ内
中島村	手子林村	長野村	下忍村	持田村	共和村	羽生町	兒玉郡		
	南河原村	須影村	星宮村	井泉村	埼玉村	川俣村			
	太田村	成田村	北河原村	須加村	新郷村				

同表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ムノ

比企郡ノ内
松山町 小川町 大岡村 福田村
宮前村 唐子村 螢谷村 七郷村
八和田村 大河村 竹澤村 平村
玉川村 明覺村 龜井村 高坂村
野本村 東吉見村 南吉見村 西吉見村
北吉見村
秩父郡ノ内
大柵村 槻川村 大河原村

下
遊

千葉縣ノ内	千葉郡	市原郡ノ内	姉崎町	千種村	菊間村	戸田村	富山村
			五井町	東海村	市東村	明治村	平三村
			八幡町	市原村	市西村	内田村	濕津村
			鶴舞町	海上村	養老村	高瀧村	

佐倉

佐倉	千葉縣ノ内 印旛郡
本一 郷宮	千葉縣ノ内 長生郡 夷隅郡

同表中土浦區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

土
浦

茨城縣ノ内	新治郡	稻敷郡ノ内	朝日村	木原村	牛久村	筑波郡ノ内	谷田部町	板橋村	眞瀨村	鹿島村	作岡村	小野川村	長崎村
			君原村	舟島村	蓮崎村	筑波町	久賀村	豐村	十和村	萱間村	葛城村		
			阿見村	安中村		北條町	三島村	島名村	福岡村	田井村	大穗村	田水山村	
			娘崎村	岡田村		小張村	谷井田村	旭村	上郷村	小田村			

龍ヶ崎

茨城縣ノ内
 北相馬郡
 稻敷郡ノ内
 龍ヶ崎町
 奥野村
 源満田村
 長戸村
 高田村
 古渡村
 江戸崎町
 浮島村
 長竿村
 八原村
 大須賀村
 金江津村
 君賀村
 大宮村
 柴崎村
 伊崎村
 十余島村
 沼里村
 生板村
 根木村
 太田村
 阿波村
 水新島村

同表中麻生區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

茨城縣ノ内	行方郡	大田村	中野村	波野村
鹿島郡ノ内	豐津村	高松村	中島村	東下村
輕野村	若松村	矢田部村	東下村	

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内	宇都宮市	河内郡	鹿沼町	今市町	日光町	菊澤村
上都賀郡ノ内	北犬飼村	北押原村	南押原村	南摩村	加蘇村	東大盛村
板荷村	落合村	鹽谷郡ノ内	氏家町	栗山村	三依村	船生村
大宮村	阿久津村					

同表中栃木區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内	下都賀郡	上都賀郡ノ内	粟野町	西方村	清洲村	永野村
粕尾村	眞名子村	栃木縣ノ内	足利郡	安蘇郡	足尾町	上郡賀郡ノ内

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

群馬縣ノ内	高崎市	碓氷郡	群馬郡ノ内	倉賀野町	金古町	室田町	佐野村
岩鼻村	大類村	瀧川村	京ヶ島村	新高尾村	中川村	塚澤村	六郷村
長野村	久留馬村	倉田村	東郷村	箕輪村	相馬村	上郊村	堤ヶ岡村
國府村	清里村	桃井村	片岡村	多野郡ノ内	藤岡町	新町	鬼石町
神流村	小野村	八幡村	吉井町	平井村	美九里村	三波川村	美土里村
入野村	日野村	美原村	多胡村				

中之條 群馬縣ノ内 吾妻郡

同表中沼津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

沼津	靜岡縣ノ内	駿東郡	田方郡
吉原	靜岡縣ノ内	富士郡	

同表中甲府區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

甲府	山梨縣ノ内	甲府市	西山梨郡	東山梨郡	東八代郡
中巨摩郡	北巨摩郡	山梨縣ノ内	南巨摩郡	西八代郡	

同表中松本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松本	長野縣ノ内	松本市	東筑摩郡	南安曇郡
----	-------	-----	------	------

同表中木曾區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

木曾	長野縣ノ内	西筑摩郡
----	-------	------

同表中高田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高田	新潟縣ノ内	新潟縣ノ内	高田市	中頸城郡	東頸城郡
糸魚川	新潟縣ノ内	西頸城郡			

同表中堺區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

境	大阪府ノ内	堺市	泉北郡ノ内	向井町	湊町	高石町	濱寺町
錦郡村	赤阪村	白木村	石川村	磯長村	河内村	川西村	天野村
彼方村	千早村	東條村	千代田村				
	富田林町	長野町	古市町	新堂村			
	喜志村	大伴村	中村	磯長村	河内村	川西村	天野村
	山田村	白木村	石川村	磯長村	河内村	川西村	天野村
	錦郡村	彼方村	千代田村				

高向村 三田市村 加賀田村 天見村

川上村 金岡村 南八下村 北八下村

駒ヶ谷村 西浦村 國分村 玉手村

秋山村 三都村 大草村 野田村

日置莊村 黒山村 丹南村 丹比村

平尾村 埴生村 高鷺村 藤井寺村

道明寺村 中河内郡ノ内

天美村 惠我村 布忍村 松原村 三宅村

大阪府ノ内 泉南郡

泉北郡ノ内 大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

大津市 信太村 上條村 國府村

同表中名古屋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

愛知縣ノ内	愛知縣	東春日井	西春日井
名古屋市	愛知縣	東春日井	西春日井
海部郡	愛知縣	東春日井	西春日井
知多郡ノ内	愛知縣	東春日井	西春日井
有松町	大高町	東春日井	西春日井

愛知縣ノ内	丹羽郡	葉栗郡	
中島郡	丹羽郡	葉栗郡	

愛知縣ノ内	知多郡ノ内	龜崎町	大府町	横須賀町
半田町	龜崎町	大府町	横須賀町	
岡田町	大府町	横須賀町		
内海町	大府町	横須賀町		
武豐町	大府町	横須賀町		
上野村	大府町	横須賀町		
鬼崎村	大府町	横須賀町		
日間賀島	大府町	横須賀町		
富貴村	大府町	横須賀町		

同表中豐橋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

愛知縣ノ内	豐橋市	渥美郡	寶飯郡
八名郡ノ内	豐橋市	渥美郡	寶飯郡
下川村	豐橋市	渥美郡	寶飯郡
石卷村	豐橋市	渥美郡	寶飯郡

愛知縣ノ内	南設樂郡	北設樂郡	
八名郡ノ内	南設樂郡	北設樂郡	
大野町	南設樂郡	北設樂郡	
八名村	南設樂郡	北設樂郡	
橋尾村	南設樂郡	北設樂郡	
三上村	南設樂郡	北設樂郡	
金澤村	南設樂郡	北設樂郡	
七郷村	南設樂郡	北設樂郡	
山吉田村	南設樂郡	北設樂郡	
丹着村	南設樂郡	北設樂郡	
豐津村	南設樂郡	北設樂郡	

同表中安濃津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

三重縣ノ内	津市	安濃郡	河藝郡	鈴鹿郡
一志郡	津市	安濃郡	河藝郡	鈴鹿郡

三重縣ノ内	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
飯南郡	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
明里村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
佐奈村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
川添村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
津田村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
丹生村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田
五ヶ谷村	飯南郡	多氣郡ノ内	東黑部村	下御絲村	大淀村	上御絲村	西外城田

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐阜縣ノ内	岐阜市	稻葉郡	羽島郡	本巢郡
山縣郡	岐阜市	稻葉郡	羽島郡	本巢郡
加茂郡ノ内	岐阜市	稻葉郡	羽島郡	本巢郡
田原村	岐阜市	稻葉郡	羽島郡	本巢郡
富岡村	岐阜市	稻葉郡	羽島郡	本巢郡

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井縣ノ内	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
丹生郡ノ内	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
越前村	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
西安居村	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
三万村	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
國見村	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
殿下村	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡

福井縣ノ内	南條郡	今立郡	
丹生郡ノ内	南條郡	今立郡	
朝日村	南條郡	今立郡	
吉野村	南條郡	今立郡	
城崎村	南條郡	今立郡	
常磐村	南條郡	今立郡	
立待村	南條郡	今立郡	
大出村	南條郡	今立郡	
宮崎村	南條郡	今立郡	
白山村	南條郡	今立郡	
荻野村	南條郡	今立郡	
天津村	南條郡	今立郡	

同表中高岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

富山縣ノ内	高岡市	射水郡	永見郡	
西礪波郡ノ内	高岡市	射水郡	永見郡	
立野村	高岡市	射水郡	永見郡	
石堤村	高岡市	射水郡	永見郡	
赤丸村	高岡市	射水郡	永見郡	
五位山村	高岡市	射水郡	永見郡	
國吉村	高岡市	射水郡	永見郡	
西五位村	高岡市	射水郡	永見郡	

富山縣ノ内	東礪波郡		
西礪波郡ノ内	東礪波郡		
石動町	東礪波郡		
南谷村	東礪波郡		
正得村	東礪波郡		
石黒村	東礪波郡		
西太美村	東礪波郡		
東太美村	東礪波郡		
西野尻村	東礪波郡		
東野尻村	東礪波郡		
北盤谷村	東礪波郡		
吉江村	東礪波郡		
北盤谷村	東礪波郡		
是戸村	東礪波郡		

富山縣ノ内	石動町	福光町	津澤町	戸出町
石動町	福光町	津澤町	戸出町	
南谷村	福光町	津澤町	戸出町	
正得村	福光町	津澤町	戸出町	
石黒村	福光町	津澤町	戸出町	
西太美村	福光町	津澤町	戸出町	
東太美村	福光町	津澤町	戸出町	
西野尻村	福光町	津澤町	戸出町	
東野尻村	福光町	津澤町	戸出町	
北盤谷村	福光町	津澤町	戸出町	
吉江村	福光町	津澤町	戸出町	
北盤谷村	福光町	津澤町	戸出町	
是戸村	福光町	津澤町	戸出町	

同表中廣島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島縣ノ内	廣島市	安佐郡	山縣郡
廣島縣ノ内	廣島市	安佐郡	山縣郡

同表中吳區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

安藝郡ノ内	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
下園野村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
府中村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
細賀村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
中山村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
中野村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
坂村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村
矢賀村	海田市町	矢野町	熊野町	上園野村

同表中廣島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島縣ノ内	佐伯郡ノ内	廿日市町	嚴島町	草津町	大竹町
廿日市町	嚴島町	草津町	大竹町		
已斐町	嚴島町	草津町	大竹町		
八幡村	嚴島町	草津町	大竹町		
栗谷村	嚴島町	草津町	大竹町		
砂谷村	嚴島町	草津町	大竹町		
水内村	嚴島町	草津町	大竹町		
上水内村	嚴島町	草津町	大竹町		
井口村	嚴島町	草津町	大竹町		
地御前村	嚴島町	草津町	大竹町		
吉和村	嚴島町	草津町	大竹町		

廣島縣ノ内	賀茂郡ノ内	西條町	西高屋村	東高屋村	吉土實村
西條町	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		
賀茂村	西高屋村	東高屋村	吉土實村		

同表中中尾道區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島縣ノ内	安藝郡ノ内	音戸町	警固屋町	吉浦町	本庄村
音戸町	警固屋町	吉浦町	本庄村		
燒山村	警固屋町	吉浦町	本庄村		
倉橋島村	警固屋町	吉浦町	本庄村		
上浦刈島	警固屋町	吉浦町	本庄村		
下浦刈島	警固屋町	吉浦町	本庄村		
渡子島村	警固屋町	吉浦町	本庄村		

廣島縣ノ内	中村	鹿川村	津久茂村	深江村
中村	鹿川村	津久茂村	深江村	
飛渡瀬村	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	
賀茂郡ノ内	鹿川村	津久茂村	深江村	

廣島縣ノ内	賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	
賀茂郡ノ内	仁方町	上黒瀬村	中黒瀬村	乃美尾村	

同表中中尾道區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島縣ノ内	賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	
賀茂郡ノ内	竹原町	内海町	三津町	川尻村	

竹原

豐田郡ノ内
忠海町 御手洗町 大栗村 豐濱村
久友村 大崎南村 西野村 本郷村
南方村 吉名村 木谷村 中野村
東野村 大長村 田万里村 沼田西村
小泉村 下北方村 上北方村 善入寺村

尾道

廣島縣ノ内
尾道市 御調郡 世羅郡
豐田郡ノ内
瀬戸田町 大草村 高坂村 長谷村
沼田東村 佐江崎村 西生口村 南生口村
東生口村 北生口村 鷺浦村 船木村
田野浦村 須波村 高根島村 名荷村
沼隈郡ノ内
松永町 瀬戸村 津之郷村 赤坂村
金江村 山南村 神村 本郷村
東村 西村 今津村 柳津村
藤江村 浦崎村 百島村 高須村
山波村

同表中三次區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

三次

廣島縣ノ内
雙三郡 高田郡
比婆郡ノ内
口南村 口北村 下高野 上高野
山波村

庄原

廣島縣ノ内
比婆郡ノ内
庄原町 西城町 東城町 高村
美古登村 八鉢村 小奴可村 八幡村
田森村 久代村 帝釋村 本村
峯田村 敷信村 山内東村 山内西村
比和村 山内北村

同表中下關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

下關

山口縣ノ内
下關市 豐浦郡
山口縣ノ内
厚狹郡

同表中大洲區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大洲

愛媛縣ノ内
喜多郡
愛媛縣ノ内
西宇和郡

同表中長崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長崎

長崎縣ノ内
長崎市 西彼杵郡ノ内
上長崎村 小ヶ倉村 土井首村 深堀村
香焼村 伊王島村 高島村 蚊焼村
高濱村 野母村 鵜崎村 樺島村
爲石村 川原村 茂木村 日見村
矢上村 喜々津村 大草村 伊木力村
長興村 時津村 村松村 長浦村
龜岳村 大串村 崎戸村 江島村
平島村 七釜村 多以良村 瀬戸村
松島村 雪浦村 神浦村 黒崎村
三重村 式見村 福田村 小櫛村
浦上山里 西浦上村
北高來郡ノ内
古賀村

同表中大村區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大村

長崎縣ノ内
東彼杵郡ノ内
大村町 三浦村 鈴田村 大村
西大村 萱園村 竹松村 福重村
松原村 千鶴村 彼杵村 川棚村
下波佐見村 上波佐見村
北高來郡ノ内
諫早町 諫早村 北諫早村 小栗村
小野村 森山村 有喜村 江ノ浦村
田結村 戸石村 眞津山村 本野村
長田村 深海村 小江村 湯江村
小長井村

同表中武雄區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

武雄

佐賀縣ノ内
杵島郡 藤津郡
佐賀縣ノ内
佐賀郡 西松浦郡

同表中福岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福岡

福岡縣ノ内
福岡市 筑紫郡 粕屋郡 宗像郡
早良郡 糸島郡
福岡縣ノ内
朝倉郡

同表中久留米區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

久留米

福岡縣ノ内
久留米市 三井郡
三潁郡ノ内
荒木村 安武村 大善寺村 西牟田村
犬塚村 三潁村

吉井

福岡縣ノ内
浮羽郡

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本

熊本縣ノ内
熊本市 飽託郡
菊池郡ノ内
大津町 津田村 瀬田村
陣内村 平真城村 護川村 北合志村
泗水村 合志村 西合志村 田島村
阿蘇郡ノ内
錦野村 山西村
上益城郡ノ内
白水村
下益城郡ノ内
松橋町 小川町 海東村 河江村
小野部田 當尾村 豐福村 豐川村

三角

熊本縣ノ内
宇土郡
下益城郡ノ内
守富村 杉合村
天草郡ノ内
登立村 維和村 上村 中村
湯島村

同表中鹿兒島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹿兒島

鹿兒島縣ノ内
鹿兒島市 鹿兒島郡 熊毛郡
日置郡ノ内
下伊集院 中伊集院 上伊集院 郡山村
村 日置村 吉利村 永吉村 伊作村
田布施村 阿多村

加治木

鹿兒島縣ノ内
始良郡 伊佐郡
贈贈郡ノ内
財部村 末吉村

同表中札幌區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

札幌區	北海道ノ内 札幌區 厚田郡 岩見澤 空知郡ノ内 夕張郡 岩見澤町 幌向村 野志内村	札幌區 千歳郡 石狩郡 樺戸郡 樺戸町 沼貝村 砂川村 江別村
-----	---	--

同表中室蘭區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

室蘭區	北海道ノ内 室蘭區 虻田郡ノ内 勇拂郡ノ内 苫小牧町 似瀨村	有珠郡 幌別郡 白老郡 辨邊村 厚真村 鶴川村 湯田内村
-----	---	--

同表中旭川地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

旭川	北海道ノ内 旭川區 空知郡ノ内 音江村 山部村 雨龍郡ノ内 深川町 多度志村 勇拂郡ノ内 占冠村	上川郡(石狩) 上富良野 中富良野 下富良野 北龍村 上北龍村 一己村 秩父別村 雨龍村
----	---	--

同表中釧路地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

釧路	北海道ノ内 釧路郡 厚岸郡	白糠郡 阿寒郡 川上郡
網走	北海道ノ内 網走郡 紋別郡ノ内 下湧別村	斜里郡 常呂郡
根室	北海道ノ内 根室郡 日根郡 振別郡 新知郡	花咲郡 野付郡 標津郡 色丹郡 紗那郡 得撫郡

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

第十一 不動産登記法中改正法律案(政府提)

出 不動産登記法中改正法律案 第一讀會

不動産登記法中左ノ通改正ス

第八條ノ二 司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル

事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 唯今議題ニ上リ

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 唯今議題ニ上リ
マシタ三案ニ對シマシテ、其提出ノ理由ヲ申上ゲマス、大
正二年行政整理ノ結果廢止セラレマシタル區裁判所中六
十四箇所ハ、昨年マデノ議會ニ於キマシテ御協賛ヲ得マシ
テ、既ニ復活シタノデゴザイマス、併ナガラ未ダ是ノミヲ以テ
ハ、民衆ノ便利ヲ完ウスルコトガ出來マセヌカラ、茲ニ三十
一箇所ヲ擇ビマシテ、本案ヲ提出致シマシタル次第デゴザイ
マス、而シテ斯ク區裁判所ヲ復活スルノ結果、管轄區域ヲ
變更致サナレバナリマセヌカラ、大正二年法律第九號ノ
改正案ヲモ提出致シマシタ、而シテ區裁判所ヲ復活致シマ
スルト云フト、不動産登記ヲ致シマスル出張所ニ付キマシテ
ハ、却テ遠隔ノ場所ヲ生ジマシテ、區裁判所ノ復活アリシガ
爲メニ、却テ登記事務ニ付テハ、不便ヲ來スト云フヤウナル

結果ヲ見ルコトガアリマスルカラシテ、爰ニ不動産登記法ノ
中ニ一箇條ヲ加ヘマシテ、一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務
ヲ他ノ登記所ニ委任スルト云フコトヲ法律ヲ設ケマシテ、其
不便ヲ補ハウト考ヘタ次第デアリマス、提案ノ理由既ニ斯
ノ如クデゴザイマスカラ、何卒御審議ノ上御協賛ヲ希望致
シマス

○議長(大岡育造君) 前川虎造君

(前川虎造君登壇)

(拍手起ル)

○前川虎造君 裁判所復活ノ事ハ、唯今司法當局ノ御
話ノ通り、ドツチカト云ヘバ議會全體ガ屢々要求シタ結果デ
アリマシタ、私共洵ニ此點ハ時宜ヲ得タモノト思フノデアリ
マス、併ナガラ屢々前二回ニ互テ六十四箇所ノ區裁判所
ヲ置カレタ際ニ、委員會ニ於テモ屢々當局ノ意見ヲ聽キマシ
タ事柄ガアルノデアリマス、ソレハ何デアルカト云フト、此提
出ノ理由ニ依リマス、土地ノ狀況交通ノ便否ニ鑑ミテ、
是ダケノモノヲ置クノダト云フコトガアルノデアリマス、如何
ニモ吾々ノ要求シタ一區裁判所増設ヲ要求シタ趣意モソ
コニ在ルノデアリマス、併ナガラ置カレタ區裁判所ノ位置ヲ
見マスルト云フト、土地ノ狀況ニ甚ダ反シ、又交通ノ便否ニ
甚ダ副ハナイ箇所ガ、是マデノ中ニモ現ニ在ルノデアリマス、
一例ヲ舉ゲマスレバ、兵庫縣下ニ於テ明石區裁判所ガ復
活サレタ爲メニ、兵庫縣ノ美濃郡ニ云フノガ一美濃カ加東
郡カ一寸記憶シマセヌガ、一郡此明石ノ區域ニナッテ居ルノ
デアリマス、元ト是ガ復活セラレヌ前ニハ、姫路ノ管轄ニナッ
テ居タノデアリマス、姫路區裁判所ノ方ニハ、電車ガ通ジテ
居ルノデアリマス、ソレカラ明石ニ出ルニハ全部デハアリマセ
ヌガ、遠イ所ハ三四里モ歩イテ往カニヤナラヌト云フ有様ニ
ナッテ居ル、ソレデ此地方ノ人達ハ、却テ元ノ姫路ニ往ク方
ガ、餘程便利デアルト云フヤウナ考ヲ持ッテ居ルノデアリマ
ス、是ハ交通ノ便否ト云フ方デマス、ソレカラ土地ノ狀況ノ方
カラ言フトドツチカト居ルカト云ヘバ、一例ヲ舉ゲレバ岡山縣
下デアリマス、岡山縣下ノ地方裁判所ハ何所ニ在ルカト云
フト、備前ノ西ノ端ニ在ルノデアリマス、備前ノ一番西ノ端
ノ三津郡ト云フ郡ニ在ッテ、其直キ隣ガ備中ニナッテ居ルノ
デアリマス、備中ハソレカラ西ハ備後ニ對シテズント擴ジテ居
ル、擴ジテ居リマスガ、備中ノ方ニハ區裁判所ガ既ニ三箇所
置カレテ在ルノデアリマス、然ルニ此備前ニハ、地方裁判所
ノ内ニ區裁判所ヲ併置サレテ居ルガ爲メニ、備前ニハ一ノ
區裁判所モ無イノデアリマス、當テ此和氣郡ノ片上町ト云
フ所ニ區裁判所ガ置カレタアツタ、是ガ大正二年ノ政費節
減ノ以前ニ、此區裁判所ト云フモノハ、有名無實ニナッテ居
ルト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、所ガ此備前ニハ六

郡アリマシテ、俗ニ極東四郡ト申シマシテ、和氣、赤磐、ソレカラ何トカ四郡管轄シテ居ルノデアリマス。邑久、上道——邑久郡ニ上道郡、是等ハ丁度備前ノ海ニ面シタ方ニナリテ居リマシテ、岡山ノ區裁判所ヘ出ルト云フコトハ、非常ナ困難デアル、却テ備前ノ玉島ナドト云フ區裁判所ハ、鐵道ニ乗テ來レバ僅ニ十五分カ二十分デ、岡山ノ地方裁判所ニ出テ來ルコトガ出來ルト云フ便利ヲ有シテ居ルノデアリマス、斯様ナ譯デアリマスルカラ、土地ノ狀況、交通ノ便否ニ鑑ミルト云フ事ニハ甚ダ副ハナイト私共ハ信ズル、此外ニモ各地ニ色々サウ云フ例ガアル、是ハサウ云フ例ガ出ルノガ當然デアッテ、司法當局ハ復舊デアルガ故ニ、是マデアッテ場所ニ置ク、併シ追々裁判所ガ成立シテ十分ニ出來上ツタ上ニハ、相當ノ時間ヲ假ッテ其間ニ整理ヲスルト云フコトヲ言ハレテ居ル、是ハ委員會デサウ言ハレテ居ル、其特別委員會ニ於テ、ドウセ整理サレルナラバ、置カヌ先キニ整理ヲ爲スデ、一年間ト云フ考慮ノ時間ガアルノデアリカラ、再び又面倒ヲ見ナイヤウニ、今度新設サレル分ハ、ドウカソレモ加味シテ貰ヒタイト云フ事ヲ要求シタガ、出來得ラレダケハヤルト云フ御話デアッテ、所ガ一ツモ是ニハ加味サレテ居ラナイ、併シ是ハ時間モ短カッタカラ、サウ云フ事ヲヤル暇ガナカッタ云フナラ宜シイガ、將來是等ノ土地ノ狀況及便否ト云フコトヲ十分御密査ニナッテ、此置カレタ所ノ九十五箇所ノ區裁判所ハ、適當ニ今後整理ナサル御考ガ有ルカ無イカト云フ御答ヲ承テ置キタイト思ヒマス、モウ一箇條序ニ承リタイノハ、國民ガ區裁判所ノ増設ヲ要求シタト云フ意味ハ、強チ土地ノ狀況便否バカリデハナイノデ、裁判事務ノ滯滞ト云フコトヲ恐レテ、成ベク速ニ裁判事務ヲ進捗シテ貰ヒタイト云フノモ、此事ニ含マレテ居ルノデアリマス、然ルニ近來選舉法ナドデハ、略式トカ何トカ云フ方法デ敏捷ニ御取扱ニナルガ、其他僅カナル犯罪ニシテモ同一デアッテ、裁判ハ成ベク慎重ニ爲サラナケレバナラヌト云フ事ハ同一デアラウト思フガ、然ルニ近來ノ裁判事務ノ進捗ヲ見マスト、ドウセ有罪無罪ニ拘ラズ、僅カナ事柄ニ三年モ引張ラレテ居ルトカ、甚シキハ三年ノ後ニナッテモ、マダ解決シナイト云フ事モアル、是ハ色々法律上面倒ナル事件ガアッテ、サウ云フ事件ニ依テ長引クカ知リマセヌガ、極ク簡單ニシテ極ク明瞭ナ事スラ、中ニ運バヌノデアリマス、是ハ裁判所ノ事情カラ申シマスレバ、判事が思フヤウニ出來ナイトカ、或ハ檢事ガ思フヤウニ得ラヌト云フヤウナ事モアルデアリマセウ、併ナガラ爰ニ裁判所ト云フモノガ此位ニ完備シテ、之ニ件ノ内容ガ、或ハ裁判所ハ出來タケレドモ、事務ヲ取扱フ人ガ無イトカ、判事ガ缺乏シテ居ルカラ、相當ニ配置ガ出來ナイト云フヤウナ事

情ガ之ニ件フコトニナリマスレバ、恰モ國民ハ裁判所ノ門ダケヲ眺メテ、サウシテ徒ラニ嘆聲ヲ漏ラサネバナラヌト云フ結果ニナラウト思ヒマス、是ハ甚ダ遺憾デアリマスカラ、ドウカ行政事務ニ付テモ、現政府ハ屢々行政事務ノ簡捷ト云フコトヲ言ハレテ居ルカラ、裁判所ノ事務モ簡捷ト云フコトニ御考慮ヲ煩サレ、將來斯様ナ事ノ無イヤウニ、成ベク事務ヲ進捗サレルト云フ事ニ御注意下サルカドウカ、サウ云フ御意見ヲ持テ居ラル、カドウカ、ソレカラ序デゴザイマスガ、一體裁判官ハ終身官デアアル、故ニ進退ノ保障ガ著イテ居ルカラ中ニ長ク居ラル、長ク居ラル、カラ相當ナ場所ヘ皆ナ舊イ人ガ占領シテ居ッテ、若イ新進氣鋭ノ手腕アル人ガ判事ニナッテモ、進級ノ途ガナイ、是等ガ抑、一ノ支障ト相成ッテ、相當ナル判事及檢事ヲ得ルコトガ出來ナイト思フ、故ニ之ニ對シテハ何トカ考慮ヲ煩サレドシ——新シキ新知識ヲ續々御登庸ニナルト云フコトニ相成ツタナラバ、判事檢事ハサウ不自由ナキヤウニ御持ニナルコトガ、出來ル時代ガ來ルト思ヒマス、此點ニ付テモ司法當局ハ御考慮ニナッテ居ルカ、此三要點ニ向ツテ、此場合明ニ司法當局ノ御意ヲ承ッテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君登壇) 前川君ノ御質問ニ御答致シマス、第一ノ御質問ニ付キマシテハ、昨年ノ議會ニモ承リマシタ問題デアリマシテ、其當時私カラ詳細御答申シテ置イタ答デアリマス、現今ノ地方裁判所ノ配置、若クハ區裁判所ノ配置ニ於キマシテハ、地理上ノ關係、或ハ事件關係、便否ノ關係、經濟上ノ關係等ニ付キマシテ、全ク其完全ヲ得テ居ルモノナリト斷言スルコトノ出來ナイノハ、前川君ノ御説ノ通りデアリマス、此點ニ付キマシテハ、免二角ニモ配置セラレタル區裁判所ヲ復活シタル後、事情ノ變化ガ能ク定タ曉ニ於テ、整理シナケレバナラヌモノデアルト政府ハ考ヘテ居ルト云フコトヲ、昨年ノ議會ニ於テモ御答申上ダテ置イタ次第デアリマス、今日ニ於キマシテモ、尙ホ其考ヘ持テ居ルノデアリマス、區裁判所復活事業ガ一度完了シマシタ曉ハ、其經濟上ノ異動ノ有様ヲ見、事件ノ工合ナリ、又交通ノ事情等ヲ考ヘマシテ、或場合ニ於テハ、二ツノ區裁判所ヲ廢止シテ、其中央ノ場所ニ一箇所ノ區裁判所ヲ新設スルト云フコトモアリマセウシ、或ハ更ニ區裁判所ヲ新設スルト云フヤウナコトモアリマセウシ、或ハ地方裁判所ノ位置ノ變更ヲ加ヘルト云フコトモアリマセウ、是等ノ事柄ハ暫ク事情ノ推移ヲ見マシテ、其整理ヲスル積リデアリマス、ソレカラ第二點ト致シマシテハ、裁判事務ノ進捗ニ付テ、何カ留意シテ居ル所ガアルヤ否ヤト云フ御尋デアリマシタガ、其點ニ付テハ、即チ當局トシテハ日夜

苦慮シテ居ル所ノ事デアリマス、其原因ハ、單リ裁判所ノ貴ニノミ歸スベキモノデモナカラウト思フノデアリマシテ、其原因ハ他ニモアラウト思ヒマス、併シ裁判所ノ側カラ申シマスレバ、事件ノ割合ニ對シテ、職員ノ數ト云フモノガ誠ニ少イ、即チ一人ノ平均能率ガ今日ニ於テハ過重デアアル、是ハドウシテモ人ヲ殖シテ之ヲ補フ以テ、事件ノ處理ヲ早ク進マセルト云フ事ニシナケレバナラヌト云フコトヲ考ヘテ居リマス、然ルニ其人ヲ得ルニ汲々苦心ヲシテ居ルノデアリマスガ、未ダ其全キヲ得ナイノハ甚ダ遺憾トスル所デゴザイマス、併ナガラ昨年一昨年以來デアリマスガ、昨年カラ今年ニ掛ケマシテ、追々其人ヲ充實スルコトガ出來マスルカラシテ、此遺憾トスル點ハ總テ補フコトガ出來マスルノデ、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、決シテ此點ニ付テ、司法當局ハ忘レテ居ルコト急ッテ居ルト云フ次第デアリマセヌカラ、左様御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、ソレカラ第三トシテ司法官ノ昇進ハ何故ニ遲イ、所謂出世ノ途ガ後レルガ、此點ニ付テ何カ考ヲ持ッテ居ルカ、斯ウ云フ御尋ト承知致シマシタガ、今日ノ司法官ノ進級ガ遲タトシテ進マズ、他ノ行政官ニ較ベマシテ、誠ニ進歩ノ遲タタルコトヲ見マスルノハ、遺憾千萬ノ次第デゴザイマスルガ、此點ハ必ズシモ終身官ナルガ故ニ、司法官ノ進歩ト云フモノガ後レルトハ見ナイノデアリマス、成程終身官デアアルカラ、上ノ方ガ罷メナケレバ、下ノ者ガ進ンデ行クコトガ出來ナイト、斯ウ云フ事ガ一寸一理由ノヤウニ思ヒマスルケレドモ、今日ノ俸給令制度ニ致シマシテモ、マダ——澤山昇リ得ル餘地ガアルノデス、昇ル得ル餘地ガアルノデアリマスルガ、如何セン之ヲ昇ラシムル所ノ金ガ無イ、即チ豫算ガ無イ、斯ウ云フ事ガ一大原因ヲ爲シテ居ル、此點ニ付キマシテハ夙ニ憂フル所ガアリマシテ、毎年皆サンノ御協賛ヲ願ッテ居ル次第デゴザイマス、本年モ多少デハアリマスルケレドモ、幾分カノ増額ノ豫算ヲ提出シテ居リマスカラシテ、何卒此點ニ付テハ御協賛ヲ希望スル次第デゴザイマスルガ(笑聲起ル)デ此豫算ニ向ッテ私ハ満足致シマセヌ、尙ホ益、此點ニ増加ヲシ加ヘマシテ、優秀ナル人ヲ集メテ、サウシテ先程申シマシタル所ノ事件ノ審理ヲ進マセテ行カウト、斯ウ云フヤウナ考ヲ持ッテ居ルノゴザイマスカラシテ、左様御諒承ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 右三案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 三案ヲ一括シテ、委員ノ數ハ特ニ二十八名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ勸議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナレバ委員ノ數ヲ十八名トシ、議長指名ニ決スルコトニ致シマス。日程ノ第十三、第十五ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナレバ一括議題ト致シマス、鐵道敷設法中改正法律案、北海道鐵道敷設法中改正法律案

第十三 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

鐵道敷設法中改正法律案 第一讀會

第二條第一項近畿線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下

長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項九州線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

第七條第一項第二號中「中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第十三號中「中蘇我ヨリ松田ニ至ル鐵道及勝浦ヨリ大原ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第二十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 近畿豫定線ノ内和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項第二十六號中「中高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

第十五 北海道鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

北海道鐵道敷設法中改正法律案 第一讀會

北海道鐵道敷設法中改正法律案

第二條第一號中「及釧路國厚岸ヲ經テ北見國」ヲ「釧路國釧路及北見國斜里ヲ經テ」ニ改ム

同條第三號中「厚岸」ヲ「釧路」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

一 膽振國長萬部ヨリ輪西ニ至ル鐵道

○政府委員(床次竹二郎君) 議長

○議長(大岡育造君) 床次鐵道院總裁

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員(床次竹二郎君) 鐵道ノ改良並ニ鐵道ノ普及及速成ト云フコトハ、今日ノ時機國運ノ進展ヲ圖ル上ニ於テ、最も必要ナル事柄ト考ヘルノデアリマス、ソレ故ニ既ニ御承知下サル如ク、鐵道豫算ヲ以テ大正八年度以降十八年度ニ互テ、既定額ト合セテ總額七億四千四百餘萬圓ノ、建設並ニ改良ニ關スル費額ノ御協賛ヲ仰イデ居ル次第デアリマス、右ノ中鐵道ノ普及並ニ速成ニ要スル建設費ガ、追加ニナリマスル高一億四千四百萬圓デアリマス、右申ス普及並ニ速成ノ趣意ヨリシテ、既ニ工事著手中ノモノ、中デ「敦賀新舞鶴間」「今市濱田間」「濱田山口及益田林間」「村上秋田間」「川之江西條松山間」「宮崎佐伯間」「備前線肥後線」「長岡高崎間」「西條松山間」「岐阜高山間」「鐵道及輕便鐵道等ノ既定年割額ノ中、大正十八年度以降四箇年度即チ十一年度マデニ繰上ゲマシテ、ソレニ合セテ新タニ「琴平池田山田間」「和歌山相可間」「長萬部輪西間」「久留米大分間」「松田勝浦間」「高山富山間」「釧路網走間」ノ本鐵道七線、其延長五百四十六哩、之ニ合セテ輕便鐵道十一線其延長三百三十一哩、合計八百七十七哩、此線路ヲ選定致シマス、其費額ハ一億四千四百餘萬圓ニナリマス、之ヲ大正十八年度以降十八年度ニ互テ追加要求ヲ致シタコトハ、既ニ御承知下サル通りデアリマス、即チ此本鐵道——新ニ追加致シマス本鐵道七線、本州ニ於テ五線、北海道デ二線デアリマス、此五線並ニ二線ヲ「追加工」追加セシメ、鐵道敷設法並ニ北海道鐵道敷設法中ニ追加ヲ致サンガ爲メ、改正案デアリマス(拍手起ル)

○三輪市太郎君 議長三輪……

○議長(大岡育造君) 三輪君

○三輪市太郎君 此場合政府ニ質問ヲ致シタイコトガアリマス

○議長(大岡育造君) 許可致シマス

〔三輪市太郎君登壇〕

○三輪市太郎君 議題トナリマシタル鐵道敷設法中改正法律案中ノ第七條ニ關聯致シマシタル所ノ、名古屋富山間ニ於ケル鐵道敷設ノ政府ノ御方針ノ在ル所ヲ、此機會ニ質問ヲ致シタイと思フノデアリマス、諸君御承知ノ如ク、此名古屋富山間ニ於ケル鐵道ノ敷設建議案ハ、私共ヨリ屢、提出ヲ致シマシテ毎度滿場一致ノ御協賛ヲ得テ

アル所ノ線路デゴザイマシテ、其中四十議會ニ於キマシテハ、太田高山間ヲ協賛ヲ與ヘ、其接續タル所ノ太田富山間ハ、今大臣ガ説明セラレタル如ク、此議會ニ提案ヲサレタノデゴザイマシテ、是ガ通過ヲスルナラバ、名古屋富山間ト云フ線路ノ殆ド八九分通りハ、吾等ノ意見ヲ容ラレタモノデアリマシテ、此點ニ對シテハ、先ヅ以テ感謝ノ意ヲ表スルノデアリマス、然ルニ其太田名古屋富山間ノ一部分ガ、今尙ホ提案ヲ見ルニ至ラナイノデアリマス、是ハ諸君御承知ノ如ク、四十議會ニ於テ此提案ヲ見ナイガ爲メニ、政府ノ方針ハ那邊ニ在ルカト云フコトヲ、私ハ非公式ナガラ當局者ニ問ヒ質シタルノデアリマス、當局ノ曰ク、彙ニ豫定線ニナッデ居ル所ノ岐阜多治見間ヲ四十議會ニ提案ヲ爲シタル爲メニ、其中間驛ノ太田ヨリ先ヅ以テ高山マデノ聯絡ガ取レルカラシテ、早晚名古屋ヲ起點トスベキノ時期ハアリト雖モ、今ハ左程急グ問題デナカラウト思ッデ四十議會ニハ提案ヲシナカッタト云フ政府當局ノ御説明デゴザイマシタ、併シソコハ吾等ノ見ル所ハ、其當時ノ當局ト意見ヲ異ニ致シテ居リマシテ、太田以北ノ此線路ノ工事ノ材料ヲ運搬スル等ノ上ヨリ見ルモ、名古屋ヲ起點トシテ名古屋ヨリ運送スレバ、此工事ノ經費ノ上ニ於テモ、約百五十萬圓乃至二百萬圓ノ減額ヲ見ラレル、而巳ナラズ、太田名古屋富山間ニ線路ヲ敷設スルト雖モ、諸君御承知ノ如ク、彼ノ地方ハ平坦ニシテ何等隧道ノ一箇所アルデナイ、僅ニ木會川ノ一川アリト雖モ、是亦幸ニ其架橋ヲセントスル場所デハ、僅ニ二百二十間若クハ其流ニテ行ヘバ、六七十間ノ幅員ヨリナナイノデアリマシテ、工費ハ如何ニモ飛驒線ノ如キ、多額ノ費用ヲ要スル線路ト比較致シテ見タナラバ、實ニ僅カナ金デ出來ルノデアリマシテ、是ハ吾等ノ素人ノ概算カラ見レバ、三百萬圓、多クモ四百萬圓ノ經費ト見積ラ居ルノデアリマス、ソコデ政府ニ於テモ稍々了解ガ出來マシテ、然ラバ議場ニ於テ諸君ガ同意ヲ致スナラバ、來ルベキ議會ニデモ提案ヲ致サウト云フコトニ略、交渉ガ成立チマシテ、ソコデ本會ニ建議ヲ更メテ致シタルデアリマス、所ガ此建議案ヲ提出シタル後、即チ之ガ議題ニナルベキ前々日ニ憲政會ノ田中善立君ト便所ニ於テ行會ヒマシタ、此案ノ提案ヲ致シタルコトヲ交渉シテ、田中君ノ當時日ク、政府ハ甚ダ怪シカラヌカラシテ、質問ヲ爲サントスルガ、ドウデアラウカト云フ御相談ガアリマシタガ、眞ニ地方ノ利害ヲ考ヘルナラバ、此場合政府モ稍々了解ヲ得テ居ル事デアルカラシテ、サウ云フ質問ハ思止ッテ宣カラウト云フコトヲ御相談シテ、田中君モ其意ヲ諒トシテ、私トノ間ノ私交上親密ノ關係デゴザイマス、必ズソレデハ質問シナイト云フコトヲ誓タノデアリマシテ、私ハ紳士トシテ彼ノ言葉ヲ信ジテ

居リマシタ所、當議場ノ議題トナリマスル、豈ヨランヤ當局ニ向テ彈劾的ノ質問ヲ發シタルデゴザイマス、殆ド挑戰的ノ質問ヲ發シタルデゴザイマス、前總裁、當時ノ副總裁タル中村是公君ハ、御承知ノ氣性ノ爲メニ、遂ニ政府ハ其線路ノ必要ハナト認メマスルコトヲ、此演壇ニ於テ放言ヲサレタルデゴザイマシテ、實ニ私ハ意外ノ感ヲ持チマシタ、此中村君ノ答辯ノ爲メニ、議場ノ形勢ハ一變致シテ、其建議案ハ否決サレカト私ハ杞憂ヲ致シタル所、却テ此線路ノ必要ナルコトハ、慎重審議ノ結果、是亦滿場一致ヲ通過シタルデゴザイマス、其滿場一致ノ協賛ヲ得マシタルノハ、即チ其以前ニ屢、提案ヲ致シマシタル趣旨、此線路ハ北海道ト北陸線トノ聯絡ノ要路線デアリマシテ、而モ我ガ本土ノ中部ヲ橫斷シ、最モ必要ナル軍事上及産業上ヨリ、一日モ忽諸ニ附スベカラザルノ線路ナルガ故ニ、斯ル當局者ノ放言サレタニモ拘ラズ、其案ガ通過ヲ致シタルデゴザイマス、所ガ此度又提案ヲ見ナイノハ、甚ダ意外トスル所デゴザイマスルガ、是ハ察スル所或ハ私ノ見當ガ違フノカモ知レマセヌガ、前ノ中村是公君ニ對スル情誼カ、將又財政上ノ都合カ、其他何カ理由ノアルコトカモ知レマセヌガ、其邊ハ敢テ問フ所デハゴザイマセヌガ、ドウシテモ此名古屋ヲ起點トスベキコトハ、御承知ノ如ク大垣ニハ機關車ノ給水ノ關係ノ爲メニ、急行列車モ停車ナサザルヲ得ズ、然レニ其中間ノ岐阜ヲ起點ト致シタルハ、矢張急行ヲ停車シナケレバナラス、僅カノ距離ノ間ニ於テ、三停車場モ急行列車ガ停車スル如キコトハ、全ク此鐵道ニ從事シテ居ル人ト難モ、到底出來ナイコトデアリ、是ハドウシテモ名古屋ガ起點デナケレバナラスコトデアリ、何レモ認メテ居ル問題デゴザイマスカラ、幸ニ現内閣ハ前ノ行掛モアリマセズ、殊ニ今日デハ副總裁ノ如キ最モ前ノ關係モアラセラレズ、多年鐵道ニ經驗アラセラル、所ノ副總裁ヲ裁イテ居ル所デゴザイマスデ、公平ナル見地ヨリ此名古屋太田間ノ線路ハ、至急敷設セラ、ノ必要アリヤ否ヤノ御意見ガ伺ヒタイノデゴザイマス、或ハ何年度ト云フコトハ、色々ノ機關モ經由セラレナケレバナラスカラシテ、此點ニ付テハ御迷惑カモ知レマセヌガ、吾々ノ見ル所ハ、今申ス如ク太田以北ニ此鐵道ノ材料ヲ運搬スル上ニ於キマシテモ、又名古屋ハ物資上ノ集散地デアリマシテ、ドウシテモ是ハ時期ノ問題デ、名古屋ニ直通ヲシナケレバナラス線路ナルガ故ニ、此太田以北ニ著手セラ、ノ以前ニ起工スルカ、遅クモ太田以北ニ著手同時ニ起工セラ、コトヲ望ムノデゴザイマスガ、唯、一言デ宜シ、多ク承ラヌデモ宜シウゴザイマスガ、本員ト同ジキ考ヲ持テ居ラル、カ否ヤト云フコトヲ、ドウカ政府ノ御辯明ヲ願ヒマス、總裁デモ宜シイガ、却テ或ハ副總裁ノ方ガ能

ク御分リニナデ居ルカト思ヒマスカラ、ドウカ御説明ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○政府委員(床次竹二郎君) 議長
○議長(大岡育造君) 床次鐵道院總裁
〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答致シマス、今ノ三輪君ノ御希望ノ線路ハ、敢テ必要ナキ線路トハ無論思フ居リマセヌ、外ニモマダ敷設致シタル然レバシト思フ線路モ多クゴザイマスノデスケレドモ、此度ノ選定ニハ漏レタルデゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス
○議長(大岡育造君) 丸山嵯峨一郎君

〔丸山嵯峨一郎君登壇〕

○丸山嵯峨一郎君 此度政府カラシテ、鐵道敷設法ノ改正案ガ出マシタ、ソレハ說明ニモアリマス通りニ、地方ノ開發及系絡上豫定線及第一期線中追加改訂ヲ要スルモノガアルト云フ、斯ウ云フ御説明ニナッテ居リマス、此地方ノ開發ト云フコトニ付キマシテハ、既ニ昨年新線ノ提案セラレタル時ニモ、屢、承テ居タル理由デアリマス、本員等モ悉ク其意ニ賛成ヲ致シテ居ル次第デアリ、ソレ故ニ吾々ハ國家ノ爲メニ最モ有利ニシテ、且ツ結局政府ノ負擔ノ輕クナルヤウニシタイト云フコトカラシテ、昨年ヨリ此上越線ノ比較線ヲ見出シマシテ、之ニ就キマシテ比較調査ヲシテ吳レト云フコトヲ御願ヲシテ置イタルデアリ、其次第八元來既ニ屢、本議ニ上ッテ通り、信濃及越後ニ關聯シタル所ノ場所デ、信越五郡ノ人ガ最モ切望スル所ノ利害關係ノアル線路デゴザイマス、鐵道網ニモ既ニ河東線ト云フモノヲ敷設スルコトニ相成テ居ル、此河東線ト云フモノニ直接關係ヲ有テ居ルノデアリマス、私ノ質問ハ、此信越五郡ノ者ヨリ、殆ド國會ノ開設セラレタ其時カラシテ要求シテ居タル鐵道ト云フモノガ、今日ニ至ルマデ尙ホ願ミラレナイノデアリ、地方ノ開發ト云フナラバ、先ヅ第一ニ此邊ニ著目セラ、デアラウト思フノガ、今日更ニ新線ノ追加ガアルニ拘ラズ、此地方ニ一指ダモ染メナイト云フノハ、果シテ此地方ノ改善ノ爲メニ、根本ノ標準ヲ立テ、居ラル、ノデアルカドウカト云フコトヲ、私ハ承リタイト思フデアリマス、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ吾々ノ要求スル此河東線ニ利害關係ノアル地方ト云フモノハ、政府ニ於テ、地方ノ開發ヲ要求セザル場所デアルヤ否ヤト云フコトヲ聽キタイノデアリ、モウ一ハ私ガ承テ置キタイ事ハ、此鐵道計畫ニ付キマシテ、果シテ此地方ノ便宜トカ、或ハ必要ト云フ事ガ基礎ニナッテ居ラウカ、或ハ又其地方カラ選出セラレタル議員ノ頭ニ依ッテ、決定セラレベキモノデアラウカト云フコトガ頗ル疑ハシイノデアリ、私ガ先程申シマス通りニ、上越線ノ一部ニ就テ比較調査ヲ願フタ

其結果ト致シマシテ、吾々ハ當然ニ此比較線ノ方ヲ、採ッテ吳レルモノデアラウト云フコトヲ豫期シテ居リマシタ、即チ吾々ガ年來希望スル所ノ河東線ト云フモノト、及上越線ト云フモノハ、一ニ此比較線ニ依ッテ二ツノ效用ヲ收メルト云フコトガ出來ヤウト云フ點カラ、政府ガ此河東線ニ向ッテ莫大ノ費用ヲ費サヌデモ、儘ニ其效用ヲ收ムル鐵道敷設ガ出來ルト云フ見地カラ、頗ル政府ニ期待シテ居タル所ガ、其比較線ト云フモノニ付テハ、吾々ノ信ズル所ヨリモ餘程莫大ナル計算ヲ以テ、政府ハ報告セラレテ居ル、即チ一千万圓ノ巨額ノ費用ヲ増スニ依ッテ、此比較線ハ採用ガ出來ナイト云フコトデ、上越ノ幹線ヲ南魚沼ノ谷ノ中ニ移ルノ政策ヲ執ッタルデアリ、吾々ハ今其利害ヲ此處デ研究スル必要アリマセヌ、唯、質問ニ止メテ置キマスガ、政府ハ此比較線ニ付テハ、當年ニ於テモ諸願書ノ出テ居タルコトハ御存ジデアリ、其諸願ノ經過ヲ申シマスレバ、分科ニ於テハ、諸願ハ滿場一致ヲ以テ通過シテ居リマシタ、然レニ諸願委員ノ總會ニ於キマシテハ、何等カノ消息ガ其間ニ伏在シテ居ルモノカ分リマセヌケレドモ、何カ鐵道院カラシテ、延バシテ置ク方ガ宜カラウトカ、ソレヲ通セバ反對スルコトヲ云フヤウナ事カラ延期ニナッタルデアリマス、其事ハ私ニ於テ知ラナケレバ則チ外間カラ指圖シテ、サウシテ之ヲ延期スルコトカ否決スルコト云フコトハ、甚ダ怪シカラヌ事ト私ハ思フデアリ、而モ其分科ニ於キマシテハ、異議ナク決定ヲ致シタル所ノ諸願デアリマス、其同ジ諸願ヲ捉ヘテ、總會ニ於テ之ヲ延期スルコトカ、或ハ否決シナケレバ、是ニハ政府ハ反對スルコト云フガ如キ理由ハ、何レカラ果シテ其事ガ生ジテ來テ居ルノデアルカ、甚ダ以テ本員ノ怪シカラヌ事デアルト思フデアリ、又モウ一ツ私ハ甚ダ此處デ申上ゲルノハ、心ニ於テハ安ンゼザル所ガアリマスケレドモ、分科ニ於テ此諸願ガ異議ナク可決サレタ時ニ、政府委員ハ私ニ向ッテ、斯様ナ案ガ通過スル以上ハ、輕便ハ之ヲ否決スル、斯ウ云フ事ヲ私ニ言ハレタ、成程此諸願ガ通過ヲ致シ、政府ハ院議ヲ重ジテ之ヲ採用シテ、更ニ之ヲ實行スルコトニ相成タナラバ、中魚沼ノ輕便ヲ否決クハ取消スト云フコトニナラウガ、彼レハ決シテ差支ナイ併ナガラ地方ノ開發トカ、土地ノ必要アルニ依ッテ鐵道ハ敷設スルモノデアリマス、然レニ徒ラニ此鐵道ヲ利用シテ私ヲ爲スト云フコトハ、甚ダ國民ニ對シテ相濟マヌノデアリ、鐵道ト云フモノハ、政府ノ方針通りニ、地方ノ開發ニ必要トカ、或ハ海陸聯絡トカ、運輸交通上必要ナル所ニ向ッテ敷設スベキモノデアリ、然レニ本員ガ其諸願ヲ通過セシメンガ爲メニ其處ヘ出テ説明ヲ致シタ、然レニ其諸願ヲ通過セシメル一面ニハ、輕便ガ否決サルベキモノデアラウカナカラウカ、此點ニ付テハ餘程

諸君モ斯様ナ例ガ屢、アルト云フコトハ、頗ル危険ナ事デア
ルト必ズ考ヘラウト思フノデアリマス、吾ハ政府ノ政
策ハ、此説明ノ以外ニ於テ、地方ノ開發又鐵道ノ聯絡上
尙ホ理由以外ニ於テ之ヲ出シタリ引込メタリ、隨分肯カヌ
議員ガ其土地カラ生レテ居ルカ關係シタカ云フ時ニ、
其鐵道ヲ敷設スルト云フヤウナ方針ヲ執ッテ居ルカドウカ、
甚ダ奇體ナル質問デアリマスアレドモ、併ナガラ此議院ノ神
聖ナル場所ニ於テハ、政府ハ必ズ此點ニ付テ、明白ナル答
辯ヲシタレバナラヌト考ヘマス、私ハ此場合此河東線ナル
モノハ、政府ニ於テ、今日尙ホ其必要ヲ聊カタリモ認メテ
居ナカト云フコトノ實情ト、及唯今ノ際ト、人ニ依ッテ鐵
道ハ架ケルモノデアアルカ、地方ノ必要ニ應ジテ架ケルモノ
アルカ、明白ニ爰ニ言明セラレタイ、隨テ其結果トシテハ、私
ニ向ッテ私憤ヲ漏ラシタノデアラウカドウカハ知ラヌアレドモ、
此諸願ガ通ツタラバ、オ前ノ好ム所ノ輕便線ハ否決スルト
云フヤウナ方針ハ、全ク無意味ニ屬スル事デアリマスカラ、
私ハ左様ナ事ハ信ジナイ、何所マデモ堂々トシテ自分ノ所
信ヲ遂ゲルコトガ出來マスカラ、此點ニ付テ政府カラ立派ナ
ル答辯ヲ願フデ置キタイ、殊ニ左様ナ私事ニ關シ、政府トシ
テ鐵道ヲ架ケタリ取消シタリスル意思ノ無イモノデアルト云
フ以上ハ、吾ハ條理ニ依ッテ、十分ニ自分ノ思フ所ヲ主張
スルコトガ出來マスカラ、此點ニ付テ特ニ政府ノ御答辯ヲ
願ヒタイ

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕
○政府委員(床次竹二郎君) 丸山君ニ御答致シマス、鐵
道ハ丸山君ノ申サル、如ク、國ノ爲メニ敷設スルモノデアリ
マシテ、地方ノ開發上ハ抑ヨリ見テ、國利ヲ起サン爲メニ敷
設スベキコト、思ヒマス、決シテ人ヤ情實ノ爲メニ、引込
タリ出シタリスルモノデハナイト考ヘマス、今御話ノ中ニ、輕
便線等ノ御話ガアリマシタガ、實ハソレハ能ク了解シマセ
カラ、ソレニ隨分込入ッテ御話ノヤウデアリマスカラ、是ハ能
ク委員會ニ於テ問答ヲ致シタガ、事情ガ明瞭ニナルダラ
ウト思ヒマスカラ、委員會ニ讓ルコトニ致シマシテ、大體鐵
道ヲ敷設スルニハ、私ヲ以テスベキモノデアナイト云フ事ニ付
テハ、全然御同感デアリマスカラ、其點ハ合セテ御答致シ
マス

〔拍手起ル〕
○議長(大岡育造君) 右兩案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ
選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉
○岩崎勳君 兩案一括シテ、委員ノ數ハ二十七名トシ、議
長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセ

スカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 異議ナシレバ委員ノ數ヲ二十七名
トシ、議長指名ニ依ッテ決スルコトニ宣告致シマス——日程
第十七、第十九ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議ハ
リマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナレバ一括議題ト致シ
マス、第十七造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ
關スル法律案、第十九大正五年法律第四號中改正法律
案、右一括議題ト致シ第一讀會ヲ開キマス

第十七 造幣局据置運轉資本増加及設備擴張
張費ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル
法律案
大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本二百五十萬圓
ヲ増加ス
前項資本ノ増加及大正八年度乃至大正十年度ニ互リ
造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局
資金ノ内二百六十一萬四千九百五十二圓ヲ限リ一般
會計ニ繰入ルルコトヲ得

第十九 大正五年法律第四號中改正法律案
(政府提出) 第一讀會
大正五年法律第四號中左ノ通改正ス
「八千八百萬圓以内」ヲ「三億二千萬圓以内」ニ改ム
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員神野勝之助君登壇〕
○政所委員(神野勝之助君) 造幣局据置運轉資本ハ現
在二百五十萬圓デアリマス、然ルニ近來豫納致シマスル地
金ガ増加致シマシテ、之ニ要スル精製ニ要スル資本本地金ト
云フモノガ、不足致シテ來マシタノデアリマス、隨テ規定ニ
定メテアル日限内ニ、其精製ヲシタ地金ヲ豫納人ニ返スコ
トガ六ヶ數クナッテ參リマシタ、ソレ故ニ今回更ニ二百五十萬
圓据置運轉資本ヲ増加致シマシテ、造幣局ノ精製作業ニ
差支ナイヤウニ致シタイト云フノガ——ッデアリマス、次ニ近
來製造スル貨幣ノ高ガ増加致シマシテ、現在設備デハ不
足ニナッテ參リマシタ、ソレ故ニ其製造力ヲ二倍ニ致ス計畫
ヲ以テ大正八年度カラ十年度ニ互リ三箇年ノ繼續費ト致

シマシテ、百十一萬餘圓ト云フモノヲ計上致シマシタ、此百
五十萬圓ト百十一萬圓ト合セテ、二百六十餘萬圓ト云フ
モノヲ、造幣局ノ資本ノ中カラ繰入レテ此設備ヲ致シタイ
ト云フノガ、造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ
關スル法律案ノ趣意デゴザイマス、次ニ大正五年法律第
四號ハ、大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ニ關スル法
律案デアリマス、是ハ現在八千八百萬圓以内ハ、公債ノ發
行及借入金ヲ爲スコトヲ得ト云フコトニナッテ居リマスガ、
事件ハ尙ホ現ニ繼續致シテ居リマシテ、隨テ之ニ要スル經費
モ亦必要デアアルノデアリマス、臨時軍事費豫算ト致シマシテ、
既ニ二億六百餘萬圓ト云フモノヲ豫算ニ計上シテアルノデ
アリマス、又其他ニ臨時事件豫備費トシテ、大正八年度ニ
二千二百萬圓ト云フモノヲ計上シテ居リマス、之ヲ合計致シ
マシテ約三億千六百萬圓許リ、公債並ニ借入金ニ依ル制
限額ヲ擴張スルノ必要ガアルノデアリマス、何卒御協賛アラ
ンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 右兩案ノ審査ヲ付託スベキ委員
ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉
○岩岡勳君 兩案一括シテ、作業會計法中改正法律
案外六件ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 岩岡君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ナレバ岩崎君動議ノ如
ク決シマス——日程第二十一、第二十三、第二十五ハ、
便宜上一括シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ナレバ一括議題ト致シマ
ス、日程第二十一帝國大學特別會計法中改正法律案、
第二十三東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出
金三關スル法律案、第二十五大正七年法律第四號中改
正法律案、以上一括議題ト爲シ、第一讀會ヲ開キマス

第二十一 帝國大學特別會計法中改正法律
案(政府提出) 第一讀會
帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス
第二條中「金百五十六萬圓」ヲ「金百六十七萬七千三
百二十圓」ニ、「金九十七萬圓」ヲ「金百三萬五千圓」
ニ改ム

附則
本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第二十三 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲メ總額金五百五十萬圓ヲ、京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲メ總額金八十三萬圓二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ亙リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

第二十五 大正七年法律第四號中改正法律案 第一讀會

大正七年法律第四號中改正法律案

大正七年法律第四號中左ノ通改正ス
「時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲メ」時局ニ基因シテ生スル經費ノ不足ヲ補充スル爲メニ改ム

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣中橋德五郎君登壇)

○國務大臣(中橋德五郎君) 唯今議題ニナリマシタル第二十一、二十三、及二十五ノ日程ノ議案ノ提出ノ説明ヲ致シマス、此三案ハ、共ニ總豫算ノ實行上必要トナシテ提出シタルモノアリマス、即チ二十一帝國大學特別會計法中改正法律案、是ハ御承知ノ通り、帝國大學ノ會計ハ特別會計ニシテ、其收入支出ノ金額ノ總額ヲ規定シテアリマス、レハ、之ニ増額スル時ニハ、其時ノ法律案ヲ改正シナケレバナラヌコトニナリテ居リマス、是マデモ時ニ改正案ヲ提出シテ居ルヤウナ譯デアリマス、今回教授及助教等ノ如キ者ノ俸給ヲ薄イノデ、其増給ヲ致シマスル案ガ總豫算ノ中ニ組ンデアリマス、是ガ可決ニナリマスルト、其金ヲ以テ此特別會計ノ方ヘ組入レナケレバナラヌ事ニナリマス、ソレガ爲メニ此法律ノ改正ヲ要スル譯ニナリテ來タノデアリマス、ソレニ二十三モ矢張同様ノ理由デアリマシテ、總豫算ノ文部省ノ臨時部ニ、今回工料理科等ノ擴張ヲ致シマスル爲メニ、二百萬圓餘ノ金ヲ繼續トシテ提出シテアリマス、是ガ決シマスルト、矢張之ヲ特別會計ノ中ニ組

入レナケレバナラヌ事ニナリマス、之カ爲メニ此改正ヲ要スル譯ニナリマス、今一ツ二十五ハ、今回一體ニ官吏ノ臨時手當ト云フモノヲ支出スルコトニ、豫算ノ形式ガナリテ居リマス、是等ノ臨時手當ノ金額ヲ共ニ特別會計ニ組入レル爲メニ、矢張此法律ノ改正ヲ要スル譯デアリマス、手續上ノヤウナ事デアリマス、極メテ簡單ナル法案デアリマス、カ、ドウゾ適當ノ御審議アラシコトヲ希望致シマス
○議長(大岡育造君) 三案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議院ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 三案ヲ一括シテ委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレシコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ決シマス、日程第二十七清津築港ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——奥田龜造君

第二十七 清津築港ニ關スル建議案(奥田龜造君外三名提出)

清津築港ニ關スル建議案

朝鮮咸鏡北道清津港ハ本土ト北部朝鮮トヲ聯絡シ管ニ相互ノ交通及朝鮮ノ開發上實ニ看過スヘカラサル要樞ノ地タルノミナラス、將來吉會鐵道ノ開通ト共ニ北滿洲方面ニ對スル物資ノ吞吐港トシテ將又國際交通上ノ關係ニ於テ最重要ナル港灣ナリ故ニ之ヲ修築シ之ニ適應スルノ設備ヲ施スハ眞ニ刻下ノ急務ナリト認ム依テ本院ハ政府力速ニ其ノ計畫ヲ立テ以テ同港諸般設備ノ完成ヲ期セムコトヲ望ム
右建議ス

(奥田龜造君登壇)

○奥田龜造君 清津築港ニ關スル建議案ノ説明ヲ致シマス、此案件ハ頗ル重大ナル案件デアリマス、成ベク詳細ニ御説明ヲシタイト思ヒマス、御清聴ヲ願ヒマス、清津港ハ朝鮮ノ咸鏡北道北緯四十二度ニ在ル港、デゴザイマシテ、北ハ百二十海里ヲ隔テ、露西亞ノ浦鹽ニ連絡シテ居リマス、南ハ元山ヲ經テ釜山ニ至リ、更ニ日本海ヲ隔テ裏日本ノ中部タル敦賀港ト、日本海橫斷航路ニ依リテ相應ジテ居リマシテ、國際交通ノ要路ニ當リテ居ル、最モ國家重要ノ良港灣デゴザイマス、清津港ハ明治四十一年四月二、初メテ萬國交通ノ通商港トナリマシテ開港シマシタ

ガ、其當時ハ別段ニ見ルベキモノガ無ク、年産額ガ僅ニ四百萬圓内外デゴザイマシタガ、一昨年ノ六月ニ清津ト會寧ノ間ニ鐵道ガ開通致シマシタ、此會寧ノ向ヒハ、豆滿江ヲ隔テ、間島デゴザイマス、間島ノ沃野カラ出ル穀類、材木、及鑽石等ガ、皆ナ悉ク此清津ニ搬出サレルノデアリマス、ソレカラ清津ノ西四里ノ處ニ羅南ガアリマシテ、羅南ニハ一個師團ガ常設シテアリマス、此處ノ物資ノ供給モ悉ク清津カラ送テ居リマス、一昨年日本海橫斷航路ガ出來ルト同時ニ、年産額——貿易額ガ一躍シテ一千七百萬圓ニ上リヤウナ次第デゴザイマス、貿易ハ日ニ進シテ來テ、今日ノ現狀ノ儘ニ致シマシテハ、陸上ノ設備ガ何等アリマセヌカラ、貨物ヲ藏置スル所ノ餘地モゴザイマセヌシ、路傍ニ積置イテアルト云フヤウナ狀態デゴザイマス、ソレガ爲メニ滞貨ガ一万五千噸ヲ稱ヘテ居ルト云フヤウナ次第デゴザイマシテ、甚ダ殷盛ヲ來シテ居リマス、併ナガラ陸上ト海トノ間ノ連絡ガ付イテ居リマセヌカラ、貨物ヲ本船ニ積ム上ニ付テモ、不慮ナル經費ヲ拂ハナケレバナラナイノデ、貿易上ノ障害ヲ致シテ居ルコトガ甚シイノデゴザイマス、譬ヘテ見レバ會寧ト清津間ノ鐵道ノ運賃ガ十七錢四厘デアリマス、是ハ穀類一石ニ付テノ標準デゴザイマスガ、橫斷航路ノ敦賀マデノ間ガ四百五十厘アリマシテ、同ジ一石ニ對シテ八十五錢デアリマス、ソレダノニ清津ノ驛カラ船ニ積入レルノニ、二十五錢ヲ要スルヤウナ次第デゴザイマス、會寧清津間ノ鐵道ノ運賃ヨリモ、約五割多ク拂ハナケレバナラヌ、或ハ橫斷航路ノ運賃ノ約三分ノ一ヲ拂フト云フヤウナ次第デゴザイマシテ、全ク海陸連絡ノ不便不利ト云フコトガ、是デ御分リナルデアリマセウ、斯ル不便不利ニモ拘ラズ、我が帝國ノ經濟的勢力ハ、次第ニ北方ニ擴大扶植シテ居リマス、北鮮ノ要地ニ位シテ居ル所ノ此清津港ハ、益々殷盛ヲ來シテ洵ニ喜ブベキ現象ヲ呈シテ居リマス、然ラバ此港灣ヲ唯、自然ノ儘ニ發達セシメテ宜シイカト申シマスレバ、決シテサウデハナイノデゴザイマス、最モ緊急ナル重大ナル要旨ガアルノデ、是ガ即チ私共提案者ガ本案ヲ提出シテ、諸君ノ前ニ御贊成ヲ御願スル所ノ問題デゴザイマス、此問題ハ何デアルカト云フト、諸君御承知ノ吉林會寧間ノ鐵道ノ建設ト、ソレカラ此清津港ノ築港ト、此二問題デゴザイマス、此二問題ハ大陸交通政策ノ見地カラニヒマシテモ、敷設ノ最モ急ヲ要スル次第デ、一日モ忽ニスルコトノ出來ナイモノナンデゴザイマス、若シモ之ガ施設ヲ一日遅レタラバソレダケノ利害消長ハ、帝國ノ將來ニ向テ蒙ル次第ナンデゴザイマス、今清津築港ヲ論セントシマスレバ勢ヒ大陸ノ交通狀態ト、及吉林會寧間ノ鐵道ノ經濟狀態トニ論及シナケレバナラナイノデゴザイマス(謹聴ト呼フ者アリ)試ニ極東

ノ地圖ヲ披イテ御覽ナサイマシ、第一ニ眼ニ映ズルモノハ西伯利ノ大陸ヲゴザイマセウ、廣大無邊ナル陸地デゴザイマス、其中間ニ蟠居シテ、西ニ東ニ南ニ蜿蜒長蛇ノ如キ三大鐵道ヲ集約シテ居ルノハ哈爾濱デゴザイマセウ、東ハ滿洲ノ海濱浦鹽ニ出デ、西ハ遠ク烏拉爾山脈ヲ越エテ、歐羅巴露西亞ニ通ジテ居リマス、南ハ長春奉天ヲ通ジテ大連ニ至ルモノ、之ガ即チ露西亞ノ經營セル大鐵道デゴザイマス、其延長幾千哩ナルヲ知ラズ、サウシテ雄大ニシテ規模ノ宏遠ナルコトハ、盛ンナリシ往時露西亞ノ計畫ノ此雄大ナルコトヲ思ヘバ轉々驚歎ニ堪ヘナイ次第デゴザイマス、願ミテ大陸三箱ヲ有スル我が帝國ノ此間ノ施設ハドウデゴザイマセウ、釜山奉天間ノ鐵道ハ、稍、長距離ヲ誇リ足リマセウ、是亦地方のデゴザイマス、到底廣大ナル東清鐵道ノ幹線ニスラ比スルコトガ出來ナイノデゴザイマス、更ニコレ以上ノ範圍ニ眼ヲ注イダナラバ、廣袤限リ無キ實ニ大陸ガ渺茫トシテ居リマシテ、若シ日本ノ今日經營シテ居ル所ノ鐵道略ト對比シマセバ、日本ノ如キ海邊ノ一小施設ニ過ギナイノデゴザイマス、將來我が帝國ガ東洋ノ面ニ活動セントスルニ、此ノ如キ交通機關ヲ以テ満足ヲスルコトガ出來マセウカ、甚ダ貧弱ノ感ガアルノデアリマス、サレバト云フテ十分ナル施設ヲ爲サント致セバ、莫大ナル經費ガ掛リマス、隨テ事ガ外國ニ關係シマスカラ、速ニ實行スルト云フコトハ出來マスマイガ、是ニ於テ私ハ思フノデアリマス、我が帝國ハ幸ニシテ極東ノ沿岸ニ於テ、廣ク海洋ノ自由ヲ有シテ居リマス、故ニ極東ノ沿岸ニ不凍港ヲ求メテ、之ヲ我が北方進展ノ策源地トシテ此處ヨリモ陸ニ進ム、又陸ニ於テモ、成ベク輕便デ、成ルベク經濟的ナル鐵道ヲ設ケタナラバ、是ガ一番我等ノ目的ヲ達スル捷徑デハナイカト思フノデアリマス、然ラバ大陸ノ沿岸ニ於ケル我が帝國ノ領海内ニ、不凍港ハ何レニ在ルカト云ヘバ、我輩ハ是ニ於テ斷言致シマス、此我輩共ガ提案シテ居ル所ノ清津港デアリマス、清津港以北ニ至リテハ、冬ニナリマスト寒流ガ沿岸ヲ洗ヒマスカラ、海水結氷シテ到底航海ガ出來ナイノデアリマス、此點ニ於テ清津ガ獨リ天與ノ幸福ヲ得テ居リマスカラ、冬ニナリマシテモ海水ガ凍リマセヌ、サウシテ之ト相對應シテ、曾テ吾ノ國民ガ計畫シテ居ル所ノ此吉會鐵道ト連接シタナラバ、大ニ將來ニ向テ我等ノ目的ヲ達スルコトガ出來ルダラウト思フノデアリマス、吉會鐵道、此吉會鐵道、會寧ト吉林ト間ハ僅ニ二百七十六哩シカゴザイマセヌ、實ニ短距離デゴザイマス、此吉會鐵道ニ付テハ、既ニ諸君モ御承知ノ如ク、我が興業、朝鮮、臺灣ノ三大銀行ガ代表致シマシテ、支那ノ政府ト、昨年ノ六月ニ借款豫備契約ヲ締結シタ譯ナンデゴザイマス、其時ニハ此敷設費ニ於テ若干ノ前貸ヲ致シテ居リ

マス、故ニ本契約ヲ爲スコトモ近イ中デアルデゴザイマセウサウナレバ五六年ノ後ニハ、遅クモ開通ヲ見ルコトニナルデゴザイマセウ、吉會線ノ開通セラレタ上ハ、國家的價值アルコトハ既ニ御存ジデゴザイマセウガ、私ハ往時此方面ヲ漫遊致シマシテ、能ク此方面ノ事情ニ精通致シテ居リマスカラ、尙ホ經濟的の一言ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、吉會線ノ豫定線ハ吉林カラ東ノ額木敦化、ソレカラ間島ノ局子街龍井村、サウシテ會寧ニ通ズルノデアリマス、就中此額木及敦化ノ兩縣ハ、土地非常ニ肥エテ居リマシテ沃野數千里山ヲ見ルコトガゴザイマセヌ、農產物トシテハ、大豆、小麥ニ、或ハ白豌豆ニ隨分夥シク產出シマス、到底日本人ガ日本デ思フテ居ルヤウナコトデアリマセヌ、豫想外デアリマス、其廣イ面積ニ對シテ人口ガ頗ル稀薄デゴザイマス、此兩縣ハ各一千里位ハゴザイマセウガ、人口ガ約五萬人ヲ超エズ、十里ノ間人煙ヲ見ズト云フヤウナ有様デゴザイマス、併シ開墾サレテアル所ノ土地ガ全面積ノ僅カ五分ノ一デゴザイマス、五分ノ四ハ蓬々タル草生地デアリマス、ソレカラ鬱々タル數十里ニ亙ル大森林ガゴザイマス(笑聲起ル)御笑ニナテハイケマセヌ、實際デゴザイマス、ソレカラ礦物トシテハ銀、銅、石炭ノ如キ物質ニ豐富デゴザイマス、若シ此線路ガ一朝開通シタナラバ、非常ナル物資ガ出ルト云フコトハ今ヨリ想像ガ出來マス、殊ニ第一番ニ開拓サル、モノハ農業及ソレニ附隨シテ製粉業デゴザイマス、或ハ礦山ノ仕事、或ハ木材ヲ主トシテ居ル工業等、隨分四方カラ移民ガ襲來シテ來テ、兩三年ヲ出デズシテ、殆ド無盡蔵トモ謂フベキ物資ガ出ルデアラウト信ズルノデアリマスガ、殊ニ一度此地ニ至レバ、必ズヤ或種ノ衝動ヲ感ジ、一日モ速ニ敷設實現ニ努力セザルベカラザルヲ覺ユルモノデアリマス、朝鮮總督府農商工部長官小原君ハ、先年此鐵道沿線ヲ調査セラレテ歸シテ曰ク、吉林ノ一箇年ニ取扱フ所ノ物資デモ一億萬ト唱ヘテ居リマス、勿論此鐵道ガ開通シマセバ、吉林以西ノ物資ハ此鐵道ニ吸收セラル、コトハ、自明ノ理數デアラウト思フノデアリマス、更ニ三沿線ノ物資ガドシ、出ルヤウニナリマスレバ、此貨物ハ皆ナ吉會線ニ依ッテ、清津ニ搬出スルコトハ無論當リ前デゴザイマス、然ルニ清津ノ現狀ハ嚮ニモ申上ゲタヤウナ次第デ、陸上ニ何等ノ設備ガゴザイマセヌカラ、現在ニ於テモ不利不便、貿易上ノ障害ヲ爲スコトガ甚シイノデアリマス、若シモ吉會線ガ開通シテ、清津ノ築港ガ完成シナイナラバドウデゴザイマセウ、滿洲鐵道ノ中野某ト云フ人ハ、彼邊ヲ調査シテ歸シテ來タ話ニ、若シ吉會線ガ開通シタ場合ハ、清津ニハ優ニ一箇年三百萬噸ノ貨物ガ出ルト云フコトヲ稱シテ居リマス、丁度陸ニ一大溝渠ヲ作シテ、排泄物ガ無イト同ジヤウナ狀態デアリマス、又此吉林鐵

道及清津築港ハ、別ニ重大ナル意義ノアルコトヲ御承知ニナラナレバナラヌノデアリマス、今日世界ノ航海カラ論ジマスト太西洋カラ出ル船舶ハ、巴拿馬ヲ越エ、桑港ニ寄リ、「シヤートル」ヨリ橫濱ニ來ルノデゴザイマス、然レドモ潮流ノ關係、定期風ノ關係、此橫濱ニ來ル船舶ガ、殆ド日本ノ千島ニ近イ處マデ流サレルノデアリマス、更ニ寒流ニ依ッテ「コース」ヲ變ヘテ、三陸ノ方面ニ沿ウテ橫濱ニ入ルコトハ、諸君モ御承知デゴザイマセウ、是ハ航路表ヲ見レバ直グ分ルノデアリマス、若シモ此船ニシテ津輕海峡ヲ通過シ、日本海ヲ橫斷セシメテ、極東ノ港灣カラ西伯利ヲ通ジテ歐羅巴ニ行クヤウニシタナラバ、是ガ世界ノ第一等ノ交通路デナイカト私ハ思フノデアリマス、然ラバ極東ノ沿岸ニ、春夏秋冬何レノ時デモ碇泊スルコトノ出來ル不凍港ヲ求メナレバナラヌノデアリマス、是ニ於テ私ハ此清津ガ第一資格アルモノト斷言シテ憚ラヌノデアリマス、若シ此ノ如ク世界ノ航路ガ、日本海ニ依ッテ内地ト接續スルコトガ出來ルヤウニナリマセバ、今日マデ諸君ハ、日本海方面ハ東日本ニ稱シテ居リマシタケレドモ、決シテ裏日本デナイ、表日本ニ爲ルノデアリマス、是ハ世界ノ今日要求シツ、アル問題デ、又ルノ促進セムルノガ、我帝國臣民ノ重大使命デナイダラウカト私ハ思フノデアリマス、是ガ一ツ、ソレカラ又國防ニ付テモ、若シモ日本ノ軍隊ヲ滿蒙方面ニ出師スルト云フヤウナ場合ガアリマスレバ、其進退ガ容易デアリマスカラ、優ニ一箇師團ノ常備兵ヲ殖シタト同様デアルト云フ事ハ、軍事當局者ガ常ニ稱シテ居ル問題デゴザイマス、是ハ中々忽ニナラヌ事デ、無形のデアリマスケレドモ、年々日本ノ得ル利益ハ莫大ナモノデアリマス、ソレカラ又海上交通ノ經濟的カラ云ヒマス、日本ノ中腹タル敦賀ヲ基點トシテ、橫斷航路ガ開カレテ居リマスガ、若シ此航路ヲ東西ニ擴張シタナラバ、トレダケ甚大ナ利益ヲ得ルコトガ出來ルデアリマセウカ、先ヅ東ノ方七尾ヲ通過シテ、伏木マデ之ヲ延バスト假定シテ御覽ナサイ、先ヅ能越貨物ガ此兩線ニ依ッテ搬出ガ出來ル、ソレカラ樺太北海道ノ荷物ハ、常ニ此伏木港ヲ以テ集散地ト爲シ、分布地ト爲シテ居ルノデアリマス、然ラバ樺太及北海道ノ北朝鮮トノ聯絡ヲ、是ニ於テ取ルコトガ出來ルデアリマセヌカ、又西ノ方面ハ、舞鶴及境港マデ延長シテ、阪神間ノ貨物及山陰山陽ノ貨物、即チ是等ト北朝鮮トノ間ヲ接續シテ、將來我日本ノ貨物ヲ、一番手近ニ西伯利及蒙古ノ北海、滿洲方面ニ輸出スルコトノ利益ガアルデアリマセヌカ、ソレカラ一例ヲ舉ゲレバ、大阪ト長春トノ距離ヲ、此雙方ノ航路ニ依ッテ比較シテ見マセバ、大阪ヨリ大連ヲ經テ長春ニ至ルノ里數及運賃ハ、敦賀ヲ經テ吉會線ニ依ッテ長

春ニ出ヅル里數及運賃ハ、後者ノ方ハ約五百哩位經濟ニナルノデアリマス、五百哩ノ經濟ト運賃ト時間ノ低減ハ、是亦甚大デゴザイマセヌカ、故ニ政府ハ大ニ此海陸經營、國際交通トノ大計ニ鑑ミテ、速ニ此計畫ヲ立テ、清津港ヲ築港シテ我帝國本土進展ノ策源地トスルコトハ、眞ニ國家ノ急務デゴザイマセヌカ、遅クトモ清津港ノ築港ヲ完成シテ、吉會線ノ開通ト對應シテ、其設備ヲ完カラシメナケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス、昨年春頃ノ話デゴザイマス、英國政府ハ露西亞ノ政府ト相協商シテ、北ノ寧哈塔ヨリ額木ノ間ニ鐵道ヲ敷キ、額木ヨリ又吉林マデ、是ハ西ノ方面、東ハ渾春ヲ經テ「ボセツ」灣ニ行ク間ニ鐵道ヲ敷設スル議ガゴザイマシテ、是ハ新シキ事實デゴザイマシテ、諸君ガ衆議院ノ圖書館ノ上ニ於テ、極東ノ地圖ヲ御覽ニナッテモ分リマスガ、既ニ是ハ地圖ノ上ニ線ヲ畫サレテアルノデアリマス、若シモ是等ノ問題ガ事實ニ現レタナラバ如何デゴザイマセウ、帝國ノ東洋政策上ニ於テ、危惧ノ次第デアラウト私ハ思フノデアリマス、是ハ實ニ由々シキ事柄デアラウト思フノデアリマス、故ニ國民ハ此清津築港ニ關シテハ重大視シテ、一日モ速ニ是ガ建設ヲ爲スコトニ怠ラナラヌト思フノデアリマス、若シ此吉林鐵道及清津築港ガ完成ヲシタナラバ、東ハ清津港ヨリ、西ハ大連ニ至ル間、鐵道ニ依ッテ一大輪廓ヲ作ルノデアリマス、我帝國ガ、大陸ニ向ッテ政策ヲ立テテ第一步ヲ完カラシムルモノデアリマス、隨テ此圈内ニ在ル所ノ優秀ナル勢力ハ、是ニ於テ確立スルモノト私ハ信ジテ憚ラヌノデアリマス、滿場ノ諸君ヨ、我等ガ提出シテ諸君ニ御賛成ヲ乞ハントスル所ハ此意義デゴザイマス、宜シク此意義ヲ御了解ニナッテ、御賛成アランコトヲ希望致シマス

〔拍手起ル〕

○岩崎勳君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、本日ハ是ニテ散會
午後四時二十四分散會

衆議院議事速記録第六號正誤

頁 段 行 誤 正
五九 中 一四 科學 私學

衆議院議事速記録第七號正誤			
頁	段	行	誤 正
六八	上	三四	三十箇年
六八	中	三八	商會 省會
六八	中	三九	商會 省會